

室町幕府奉行人在職考証稿 (3)

——文和2年(1353)～貞治6年(1367)——

付氏族研究(治部氏)

田 中 誠

はじめに

前稿に続き室町幕府奉行人在職考証を行う。本稿の考証範囲は正平の一統の破綻後、将軍足利尊氏が鎌倉に下向し、京都には息義詮が残り政務を取った文和2年(1353)からはじめ、義詮が死去するまで貞治6年(1367)末とした。この間、政治史においては南朝による京都の攻撃・占領、尊氏の死去と義詮の将軍継承、執事の頻繁な交代等があり、奉行人が勤務する幕府機関も興廃が激しい時期であった。しかし貞治年間(1362～1368)には南朝の影響力が低下し幕政が軌道に乗り始めた時期ともいえよう。

かかる状況下にあつて幕府奉行人はどのような動向をみせたのだろうか。本稿では考証表をもってそれを示すとともに、幕府奉行人治部氏を取り上げて南北朝期幕府奉行人の活動の一端を明らかにすることを目的とする。

なお当該期より将軍側近くに仕える御所奉行が目立った活動を見せるようになる。御所奉行についてはすでに山家浩樹氏によって詳細な研究がなされているため(「室町幕府政所と伊勢貞継」『室町時代研究』No.1、2002年)、今回本考証で取り上げることを見送った。読者諸賢には了とされたい。

以下、本稿において〔 〕は拙稿「室町幕府奉行人在職考証稿(1)一元弘3年(1333)～康永3年(1344)一」(『立命館文学』651号、2017年)および「室町幕府奉行人在職考証稿(2)一貞和元年(1345)～文和元年(1352)一付氏族研究(安富氏)」(『立命館文学』653号、2017年)および、本稿掲載の在職考証表の通し番号を意味する。また以下、前稿という場合は、後者の論文を指すものとする。適宜参照されたい。

1、室町幕府奉行人治部氏の基礎的研究

(1) 研究史

近年では、室町時代の支配体制に関する研究が大きく進展し、室町殿を中心とした武家・公家・寺社が荘園制的な収取体系を背景に京都において支配者集団を形成する室町領主社会が成立することが提起された¹⁾。最近ではこうした提起を受け、武家に関してその内実、すなわち在京武家居住の形態や大名被官の在京活動が明らかにされた²⁾。このような研究動向とは視角を異にするが、幕府内の家格とそれに基づく秩序形成という視点から、将軍の軍事力である奉公衆・外様衆についてもその基本構造や基礎的な動向、成立時期に関する研究が大きく進展した³⁾。時として奉行人と同じ「法曹官僚」として括られる高級官僚の評定衆(摂津・二階堂・町野・太田・波多野各氏)は外様衆

をも兼ねており、その動向や性格が明らかにされた。

このように15世紀前半の室町幕府に出仕する多様な武士の存在が注目され、その幕府内の地位・家格ごとに(守護家とその被官、外様衆・評定衆・奉公衆など)、その政治的な役割、存立基盤、成立時期が明らかにされてきた。その一角をなす奉行人については、森幸夫氏の一連の研究をはじめとして多くの研究がある⁴⁾。しかし、木下聡氏が述べるように室町幕府将軍に直属する外様衆・奉公衆の構成氏族についてはなお基礎的研究が進められるべき状況であり、奉行人についても同様の状況といえよう。室町領主社会をめぐる議論においても、奉行人を含む武家の集団が成立する過程についてはなお検討の余地がある。

そこで本稿では、室町幕府から奉行人として活動を始める治部氏を取り上げてその基本的な動向を明らかにする。治部氏は室町幕府奉行人を出す氏族の中では必ずしも有力な氏族とはいえず、これまで専論はない。しかし鎌倉幕府から室町幕府へ出仕する過程や南北朝期においても他氏とは異なる興味深い動向をみせ、室町期以降は奉行人家の家格に定着し戦国期まで活動を継続した氏族である。本稿では鎌倉期から義満期までを対象とし、治部氏の出自や基礎的な活動の実態、また幕府奉行人の地位を世襲し確立するに至る背景を追求することとする。

(2) 治部氏の出自と金沢北条氏

治部氏は本姓を藤原氏とし⁵⁾、南北朝期には奉行人として治部兵衛大夫宗栄(読みはモロヨシ。第2章(2)参照、法名宗悟)、治部左衛門尉四郎入道、治部某、治部左衛門入道禅蘊(実名有栄)、治部四郎左衛門尉則栄の5名が確認できる。

佐藤進一氏は治部氏の出自についてはごく簡単に「鎌倉幕府の奉行人」としているが⁶⁾、以下検討するように実際には鎌倉幕府の奉行人ではなく、金沢北条氏の被官であったと考えられる。

金沢氏の被官は、福島金治氏が網羅的に検出しその役割や立場が明らかにされている。その中に、元応2年(1320)に金沢貞顕母の百ヶ日仏事の「奉行人」として「治部左衛門六郎宗清」がみえる⁷⁾。

【史料1】「劔阿本「宝寿抄」第九」紙背文書(元応2年(1320)2月16日カ)金沢貞顕書状(『金沢北条氏資料集』586号)

施行事者、如_レ先度_レ極楽寺へ可_レ申入_レ候。

百ヶ日仏事、可_レ為_レ十六日_レ候。御導師事、先日奉行人治部左衛門六郎宗清ニ可_レ申入_レ之由申付候き。未_レ申_レ御返事_レ候之間、不審候。若いまた申入候ハぬやらん。宗清を只今めし二つかハし候了。いかやうニ候哉らん、仏ハ観音_{新造}、経ハ大般若経_{新写}、法花経一日_{頓写}、其他獄舎施行(後欠)

治部宗清は金沢氏の仏事を実務面で差配する奉行人であった。後揚史料も検討した福島氏は治部氏について「使者などの職務を行い、やがて金沢氏公文所の奉行人へ転換していったのだろう」とまとめている。この「奉行人」という表現は幕府の奉行人ではなく、金沢氏被官の奉行人という意味である。

この治部左衛門六郎宗清こそが、幕府奉行人の治部氏の先祖であると考えられる。直接の系譜関係は未詳とせざるをえないが、名字が共通するだけでなく、南北朝期にあらわれる治部宗栄と同じ通字「宗」を持つ。また南北朝後期の「治部太郎左衛門尉有栄」と「治部四郎左衛門尉則栄」と同様、「左衛門尉」を称している。「金沢氏の公文所」といった文筆業的な職掌も共通する。さらに後述するように、金沢氏被官から室町幕府に仕えた氏族が多数確認されており、治部氏もその一員で

あったとみられることから、この治部宗清こそが室町幕府奉行人治部氏の祖であると考えられる。

では治部氏は鎌倉期には具体的にどのような活動を行っていたのか、また鎌倉幕府滅亡後に室町幕府に出仕する契機はどこにあったのだろうか。

【史料2】「劔阿本「秘鈔口決」本鈔卷十六・同卷十七」紙背文書（徳治2年（1307）カ）9月18日金沢貞顕書状（『金沢北条氏資料集』第387号）

其後何条御事候哉。

抑極楽寺炎上間事、珍事候。無_レ申計_レ候。猶々法滅之至、悲歎無_レ極候。又長老御上洛之由風聞候。御用何事候哉。無_レ指御用_レ者御留も候へかしと存候。其間事、以_レ宗清_レ令_レ申候。事々期_レ後信_レ□、恐々謹言。

九月十八日

越後守（花押）

明忍御房

【史料1】と前後するがこの「宗清」が治部宗清に比定されており、徳治2年（1307）に比定されている本史料が治部宗清の確実な初見となる。この時貞顕は六波羅探題南方として在京していたので、宗清は京都から鎌倉へ使者として出向いており、史料上の初見が京都—鎌倉間の通信に関わる使者であった。

【史料3】「金沢文庫文書」年月日欠（徳治2年（1307）2月1日以前）長井貞秀書状（『神奈川県史』資料編2中世、1484号）

一日者抛万事奉_レ待候之处、無_レ御入_レ之条、遺恨事候。二宮禪門も不_レ来候。又昨日南方御使治部左衛門六郎下着候。其も不_レ被_レ来候。不審候。御方へ御音信候哉（後欠）

本文書においても「南方御使」「下着」という表現から、治部宗清が六波羅南方在職中の貞顕の許から鎌倉に遣わされたことがわかる。ここで【史料3】の年次についてみてみよう。この二宮禪門とは法名覚恵といい、貞顕が六波羅に転じた後に金沢氏の関東代官となった有力被官である。彼は徳治2年（1307）正月に死去するので⁸⁾、この書状の下限はそれ以前、上限は貞顕が南方に就任した乾元元年（1302）7月以降となり、こちらが初見史料の可能性もある。

金沢貞顕は探題南方に就任した際、多くの被官を連れて上洛した⁹⁾。また和歌四天王と呼ばれ室町幕府成立後は高師直にも仕えた兼好法師もこの時在京しており、貞顕の使者や右筆を務めたことが明らかにされている¹⁰⁾。【史料2・3】と併せ考えると、治部宗清はこの時六波羅勤務であり、他の被官とともに貞顕の活動を京都で支える一員であった。

貞顕は正和3年（1314）11月以降鎌倉に戻る。史料に現れる順序からみて、おそらく治部氏も貞顕の鎌倉帰還に随行したのであろう、文保元年（1317）の称名寺金堂木作始番匠注文写に「治部又六」がみえる（「賜蘆文庫文書所収称名寺文書」同5月15日『金沢北条氏資料集』526号）。本史料は称名寺の金堂木作始番匠事に関して木作始に参加した大工等とその下行物を書き上げたものである。本史料においては、金沢氏被官賀嶋氏とともに引手役を務めている。賀嶋氏は徳治2年に死去した二宮覚恵に代わって関東代官を出した一族である¹¹⁾。治部氏は賀嶋氏とともに所役を務めており、治部氏の地位向上がうかがわれる。このほか年未詳であるが、宗清が鎌倉の材木座で材木を調達すべく材木売たちと交渉に携わっており、金沢氏被官としての活動が知られる（「孝経正宗分聞書」紙背文書年未詳2月1日治部宗清書状『金沢文庫古文書』795号）。

以上、治部宗清および又六の活動をみてきた。年代順に整理すると、宗清は貞顕が六波羅探題南方として在京中の徳治2年頃にあらわれ【史料2・3】、京都—鎌倉を往来する使者を2度務めた。貞

顕が鎌倉に帰った後には、又六が称名寺の金堂木作始で引手役を務め、元応2年(1320)には称名寺での仏事の実務を担っている【史料1】。史料が少ないが、時系列に活動を整理すると貞顕在京期から活動を開始している点、すなわち金沢氏被官のなかでも治部氏は京都と接点があることが目を引く。

ここで他の北条氏における被官の形成と京都との関係のみてみよう。森幸夫氏は、極楽寺流北条氏が桓武平氏高棟流の参議平親範の子孫で若狭国佐分利郷を領した佐分氏を被官化し六波羅の政務に当たさせたことを解明した¹²⁾。すなわち佐分氏は、北条重時と婚戚関係となったことで御家人となり、さらに六波羅評定衆・極楽寺流北条氏の被官となったのである。さらに小川剛生氏は兼好法師が金沢氏に出仕するようになった契機を検討する中で「探題が鎌倉から被官を同伴する一方、京都で様々な人材を求め、有能な者を新たに登庸したことが指摘される」とし、続けてこうした極楽寺流の活動は金沢流で初めて探題となった貞顕にも当てはまると指摘した¹³⁾。首肯すべき見解である。

とすると、治部氏の初見が貞顕在京期にありしかも2度も鎌倉への使者を務めていることに改めて意を払わなければならない。貞顕在京期の金沢氏被官には鎌倉への使者を務めた姓不詳の人物が多数確認されているが、出自が明らかになるものは基本的に東国武士出身である¹⁴⁾。そうした中で治部氏は朝廷の官司に由来する名字を持つ点が他の金沢氏被官と異なる。つまり治部氏は、佐分氏と同様に上洛した北条氏と知己を得た、ないしは兼好法師のように京都での活動の必要性から登用された氏族であったと考えられる。なお小川氏は兼好法師の活動から探題勤務であることがすなわち当該被官の出身地を推定する手がかりにはならないとも指摘している。治部氏についても金沢氏被官化以前の拠点は未詳とせざるをえないが、史料上の初出時期(貞顕在京期)や朝廷官司に由来する名字からみて京都ないしはその近国である可能性を述べておきたい。

(3) 金沢氏被官と高氏

このように考えると、治部氏が鎌倉幕府滅亡後に室町幕府に出仕したことの理由も説明しやすい。なぜなら金沢氏の被官から室町幕府に転身・再出仕した一族が他にも確認されるからである。第一は、先述したように兼好法師である。小川氏は兼好を師直の家臣であったとはいえないまでも、広い意味で兼好が師直に召し抱えられていたと評する¹⁵⁾。

他には、貞顕の右筆であった倉栖兼雄の倉栖氏が高氏に仕えた。倉栖氏は金沢氏領下総国下河辺庄付近の出身で、鎌倉中期より被官となった一族である。なかでも兼雄は金沢貞顕の右筆として多くの書状を執筆、金沢家の評定の一員であった¹⁶⁾。室町幕府では、倉栖左衛門尉が高師冬の下で軍奉行を務めておりその被官となっている¹⁷⁾。

このように室町幕府、なかでも高氏周辺に金沢氏旧臣の兼好・倉栖左衛門尉が固まっているのである。治部氏についても南北朝初期においては、高師直が頭人を務めた恩賞方の奉行人治部宗栄の活動が圧倒的に目立つ。奉行人は一般に多くの役職を兼任するのが普通であるが、治部宗栄はほかに暦応元年(1338)に高師直によって焼かれた石清水八幡宮再建の造営奉行〔107〕、東大寺の「寺家奉行」を務めた程度であり〔274〕、恩賞方専属に近い働きをしているといえる。宗栄の他には治部左衛門四郎入道が康永3年の引付番文吉良貞家方にみえるが〔313〕、番文上での座次が低く他の活動は見いだせない。治部宗栄に注目すると、他の金沢氏旧臣同様に治部氏が師直に近い位置にあったと考えられるのである。

すると問題は、いかなる経緯で高氏の周辺に金沢氏旧臣が入り込んだかである。この点に関して、永井晋氏は倉栖氏を例にその要因を2点指摘している。1点目は足利氏の統治機構が建武政権下で拡大し、足利氏が行政手腕のある人物を必要としたことである。2点目は鎌倉幕府滅亡後にも尊氏の義母釈迦堂殿、すなわち父貞氏の正室で金沢貞顕妹（金沢顕時女、足利高義母）が足利家の一員として存命であり、釈迦堂殿を通じて足利氏に属するようになったと推測した点である¹⁸⁾。永井氏は、文化6年（1809）以前に成立したとされる「稲荷山浄妙禅寺略記」に「足利讃岐守貞氏（中略）元弘元年秋九月五日逝、荼毘塔于極楽、其室及側家同日薙染（室者上杉頼重之女清子、尊氏直義之母也。号果証院殿智貞大姉、康永元年十二月廿三日逝。側室者高義之母、称仁和寺殿契忍大姉、暦応元年九月九日逝）」¹⁹⁾とあり、下線部の女性を釈迦堂殿とみなし室町幕府成立後まで存命であったとする。

この釈迦堂殿に関して、山家浩樹氏は釈迦堂殿の母とされる無着の出自を検討し、貞和5年（1349）の夢窓疎石置文に、無着が安達泰盛女で金沢顕時の妻であること、その娘が貞氏の妻となり釈迦堂殿と呼ばれたことを明らかにした²⁰⁾。さらに氏は詳細不明としつつも上述「稲荷山浄妙禅寺略記」の「仁和寺殿契忍大姉」を釈迦堂殿と同一人物と推測しており、氏の見解に従いたい。ここで注目されるのは釈迦堂殿の法号である。一般に法号は師からいただくもののほか、生前の居住地やゆかりのある寺院、死後に葬られた場所に由来する²¹⁾。「稲荷山浄妙禅寺略記」における足利氏の院号・寺号は鎌倉か足利にある寺院に由来し、上杉清子の果証院殿は鎌倉瑞泉寺の塔頭で清子の塔所からきている²²⁾。そうした中で釈迦堂殿だけは京都の仁和寺を号しているのである。

その理由は、金沢貞顕の子、つまり釈迦堂殿の甥にあたる顕助・貞助が仁和寺真乗院に入寺していた点と関係しよう²³⁾。顕助は僧正・東寺二長者まで登ったが、元徳2年（1330）に死去、貞助は少僧都にとどまり鎌倉幕府滅亡時に行方不明となっている。しかし、釈迦堂殿からすれば甥二人が入った仁和寺真乗院は京都での拠点とするに十分な場所といえよう。

小川剛生氏は兼好法師が真乗院顕助・貞助とともに朝廷儀式を見物に行くような親しい関係であったことを明らかにした²⁴⁾。すなわち、仁和寺周辺を舞台とした金沢氏と釈迦堂殿そして足利氏との縁戚関係が、治部氏・兼好法師といった金沢氏旧臣が高氏周辺に集まった要因となったと考えられるのである。

斎藤季基や利政といった新田氏に仕えた奉行人がいたように²⁵⁾、幕府滅亡後の奉行人にとって建武政権や足利氏に仕えることは既定路線ではなかった。治部氏が室町幕府、就中高氏周辺に見えるようになった契機は、足利氏と旧主金沢氏との縁が重要な要素であったと考えられる。

こうした金沢氏旧臣が他の足利氏一門や被官ではなく高氏周辺に集中してみられるのはなぜであろうか。幕府が成立して新たな人材を必要としたことはいうまでもない。推測になるが、高師直の執事就任および一族の幕府要職への就任が他氏との大きな違いであること、鎌倉期における足利家と金沢家という家としてのつながりの中で家宰であった高氏の果たした役割が大きく、家宰であった高氏に仕えたのではいかと思われる。治部氏は鎌倉後期に金沢氏に仕え、後には室町幕府、とりわけ高氏の近辺に活躍の軌跡を残すこととなったのである。

2. 南北朝期における治部氏の系譜と活動

(1) 初代治部宗栄とその活動

南北朝初期には、治部氏の中から宗栄と左衛門四郎入道が幕府奉行人に任じられた。とりわけ治部宗栄は恩賞方奉行人として活躍しており多くの所見がある。しかし、皮肉なことに康永2年(1343)に「恩賞奸曲」により所帯没収となってしまった(「社家記録」同年12月8日条)〔289〕。これ以後宗栄の史料の徴証が中絶するので実際に出仕を停止されている。恩賞業務に関する奸曲であるからこの決定を下した主体は、恩賞方の頭人高師直、あるいは恩賞方に出座して決定権を持つ將軍尊氏その人であろう。

次の史料は治部宗栄に下された処分やその後の対応を読み取れるものである。

【史料4】「神奈川県立金沢文庫保管探玄記第七疏抄類聚上紙背文書」(年未詳)十月七日真如書状(関4972)

一治部兵衛大夫突鼻事、返々歎入候。若新恩之地を、三分一被_レ収公_ニ、法林へ御寄_レ候了。不便之次第候。便宜之時者、可_レ有_レ御訪_ニ。雖_レ然去年十月より可_レ出仕_ニ候之由、雖_レ被_レ仰出_ニ候由申候。随分何事も寺_ニ事_ニ令_レ談合_ニ候之間、令_レ周章_ニ候也。当_ニ寺カ_ニ房主も尼衆連之御事こそ心苦候つれとも、今ハ貴寺より十結候上、智積年貢等_ニ又信州禪門も、毎年如_レ形可_レ扶持申_ニ候之間、今ハ万事むつかしけれハ、い_ニいろひ申ましけれとも、愚身事ハ_ニ被_レ加_レ扶持_ニ候。難_レ在御事にて候、便宜之時、可_レ有_レ御感_ニ候状等も候歟。是併為_レ寺恩_ニ謝_ニにて候けに候。愚身下人一向事闕_ニ間、下部相尋候か。未_レ無私資縁_ニ候間、此_ニさのミハ無_レ心候、可_レ為_レ何様_ニ候哉。每事以此_ニ、可_レ有_レ御披露_ニ候。恐惶謹言。

十月七 小比丘真如(花押)

進上 金沢称名寺^{侍者御中}

差出の小比丘真如は真如房杲照といい、本来は東山太子堂の僧であり、称名寺の訴訟を幕府に取り継ぐ京都の雑掌的な役割を果たしていた²⁶⁾。また年代については、宗栄の処分が下ったのが康永2年12月8日で、本書状に「去年十月」より再出仕が話題に上っていて、さらにこの書状が同じ10月付であるから貞和元年(1345)以降になると思われるが年次比定をしえていない。

この書状によれば宗栄の処分が確かに執行され、新恩地を三分一収公されており、真如は便宜の時に「御訪」を出すことを考えているという。治部宗栄は室町幕府においていくらかの新恩地を拝領していたようで、金沢氏被官であった時代よりも勢力を拡大していたものと考えられる。また奉行人が処罰された際に訴訟当事者側が御訪を申し出る事例は他にもあるが²⁷⁾、本事例では単に治部氏が称名寺の担当であったというだけでなく、彼が金沢氏旧臣であり称名寺とは旧知の仲であったと考えられ、称名寺としては宗栄に寺訴のサポートを期待していたからであろう。宗栄は陰に陽に寺訴を支えており、彼の不在が称名寺にとっては痛手となったのである。

最終的に治部宗栄が奉行人に復職したのは【史料5】文和2年(1353)である。康永2年(1343)から文和2年までの間、治部氏の徴証が見いだせるのは前述した治部左衛門四郎入道〔313〕のみであり²⁸⁾、宗栄の突鼻は治部氏にとって大打撃であった。

【史料5】「白河集古苑所蔵白河結城文書」(文和2年(1353))5月12日吉良貞家拳状(東1246)〔838〕
結城三河守朝常申候恩賞事、進_ニ重拳状_ニ候。無_レ相違_ニ之様、申御沙汰候者、為_レ悦候。軍忠異_レ他仁之間、申候。恐々謹言。

五月十二日 貞家（花押）

治部兵衛大夫入道殿

宗栄は出仕停止直前に出家していたことが確認でき〔259〕、本史料は宗栄本人に比定できる。この史料は吉良貞家から治部宗栄に、結城朝常が申請した恩賞を挙達するものである。「重」とあるように貞家は前年に鎌倉にいた仁木頼章に対して朝常の「田村矢柄・宇津峯当陣」などの恩賞申請を挙達しており²⁹⁾、この挙状は宗栄に迅速な恩賞処理を依頼したものである。この後、文和2年5月20日付の「埋峯城凶徒対治」を褒賞する足利尊氏御感御教書写³⁰⁾が伝わっており、結果的に感状にとどまったようである。この一連の流れから宗栄は本事案の担当奉行であり、尊氏に対する恩賞申請の披露から文書の執筆までを遂行したと考えられ、同時に宗栄が尊氏とともに鎌倉にいたことが確認できる。本事案は観応の擾乱に際して鎌倉に下向した尊氏の恩賞手続の一端を示しており興味深い、ここでは立ち入らない。

尊氏が観応2年末に鎌倉に下向した際には、京都から少なくとも白井行胤・飯尾頼国を随伴し関東での政務に当たらせている。植田真平氏はこの動きを薩埵山体制の構築および鎌倉府行政組織の整備拡充の動きと述べている³¹⁾。治部宗栄も観応の擾乱の前後に許されて職務に復帰し、尊氏が京都から連れて行った奉行人の一人に数えられる。

この尊氏の鎌倉下向の前、観応2年（1351）7月末に足利直義が北国に落ちた際には奉行人の多くも彼にしたがった。前稿で指摘したように、恩賞方奉行人として顕著な活動を示した安富貞嗣も結局直義にしたがっており、多くの奉行人が幕府から去った。したがって、擾乱前後に活動を再開する奉行人がみられるのは³²⁾、幕府の人材不足を立て直すべく奉行人集団の再編が進んでいったことを示している。尊氏がわざわざ治部宗栄を随伴したのは、もとは金沢氏旧臣で関東の情勢に明かったからと推測される。植田氏はこうした東西両府における奉行人の区分はまだかなり流動的で、両府の人材が内乱の過程で交わりつつ一体的に権力が形成されていったことをも指摘している³³⁾。治部氏の動きからも東西両府において官僚集団の再編が急がれていたとみなすことができよう。

治部宗栄の活動は【史料5】を最後にみえなくなる。後述するように義詮期になると治部氏の在京が確認されるので、尊氏とともに再度上洛したものと思われるが、奉行人としての活動はみられない。宗栄の蟄居により有力な子弟を育てることができず、義詮期に奉行人を輩出できなかったのだろう。最後に義詮期から義満期にいたる動向をみていきたい。

(2) 義詮期～義満期の治部氏

文和2年を最後に治部氏の奉行人としての徴証はしばらくみえなくなる。次に現れるのは、『社家記録』応安5年（1372）12月28日条で「参_レ管領_一、他行。治田見参（中略）御卷数方々不_レ被_レ出_レ之。奉行治部出_レ請取_一也」とあるように、卷数請取を出しており「治部」が幕府奉行人の地位にあったことが確かめられる。

次に確認できるのが、①「西大寺文書」康暦2年（1380）12月18日室町幕府奉行人連署奉書案（『室町幕府文書集成』奉行人奉書篇39号）に署判している「禅蘊」である。この禅蘊は②「東寺百合文書」ツ81号康応元年（1389）9月10日室町幕府奉行人連署奉書案（『若狭国太良荘史料集成』185号）および③「東寺文書」数10号康応元年（1389）12月5日室町幕府奉行人連署奉書（同187号）から治部左衛門入道禅蘊であることがわかる。これら①は役夫工米、②③は段銭の催促停止命令でありまさに幕府奉行人としての職務にあたっていたことがわかる。

さらに、「押小路文書」四十四所収永徳元年(1381)3月「行幸室町殿御逗留間儀事」³⁴⁾に「治部四郎左衛門尉則栄」がみえる。この則栄は後に治部氏としては初めて受領したことが確認できる人物で後に河内守を称した。彼の系譜については興味深い史料がある。応永17年(1410)に醍醐寺が作成した「紀伊国伝法院重書案」に付された押紙には、「等持院殿 奉行治部兵衛大夫 宗栄 今治部河内守則栄祖父」とあり³⁵⁾、宗栄の読みがモロヨシであること、また南北朝初期の治部宗栄と治部則栄とが祖父一孫であったことがわかる。世代や通字の「栄」からみて、則栄の祖父が宗栄であるとするのは問題ない。とすると、宗栄の子(則栄の父)が問題になるが、上述の禅蘊であると推定される。ここで話を禅蘊に戻して彼に関する史料を2点みておきたい。

一つ目は井上宗雄氏が紹介し、前稿においても取り上げた「一万首作者」³⁶⁾という歌会の参加者リストである。同史料は貞治3年(1364)、同4年頃に催行された一万首和歌会の作者を列挙したものである。当時歌壇では藤原定家以来の嫡流二条為遠と庶流家の二条為明が対立していた。本史料にはその為遠がみえず、為明の他に冷泉為秀・為邦が作者として記されており、こうした点から氏は為明・冷泉為秀・為邦が結び、その歌会で出された歌題と作者を列挙したものであることを明らかにした。武家の作者は、義詮・基氏の他に、左衛門佐入道義朝臣「沙弥心勝」(石橋和義)、今川入道「沙弥心省」、佐々木佐渡大夫判官入道「沙弥導誉」などをはじめ、49名の作者があげられ、多くの実名・法名・本姓など多くの情報を得ることができる。本稿でとりあげる奉行人も多数並んでおり、他の史料と突き合わせると布施彌正大夫資連「三善資連」³⁷⁾、伊地知左近将監入道「沙弥禅信」=伊地知氏(重秋カ)、松田八郎左衛門尉「平貞秀」=松田貞秀³⁸⁾、飯尾右近将監「三善頼秀」³⁹⁾、「伴周清」=門真周清があげられ、幕府奉行人一族にまでひろげると藤備前介「藤原顕長」=藤民部氏カ、中津(澤カ)左京亮「源宗綱」=中沢氏カ、斎藤雅楽四郎入道「沙弥道恵」=斎藤道恵(駿河今川氏被官)、安富加賀守「源高嗣」=安富氏などが確認できる。この中で「藤原有栄」とみえる人物に注目したい。この人物は名字・本姓・通字「栄」・官途左衛門尉という点からみて治部氏の一員に相違ない。

この人物が禅蘊本人であると推定されるのであるが、この点に関して注目されるのは二つ目の史料である。

【史料6】『正徹物語』102段「初めて歌を詠んだ日」⁴⁰⁾

また歌も詠みならばぬさきから、恥の皮をおもはず、晴の会に出て詠み習ひ侍りしなり。我が家は三条東洞院にありしなり。その向ひに、①奉行の治部といひたる者の所に、月次がありて冷泉の為尹、冷泉の為邦、前探題了俊、その外近習の人、卅人余の人数ありしなり。恩徳院の律僧のありしが、歌が詠みたくば、向ひの治部が所へつれてゆき侍らんよし申されしほどに、その頃かしらのさがりし頃にて、はづかしかりしかども、律僧につれられて、治部が宿で行き侍りしかば、②治部入道その時八十余の大入道にて、白髪ぶきなるが、出て逢いて申し侍りしは、「児の歌あそばさるることは、今の時分更に無き事なり。禅蘊がわかざかりの時などにてこそ、さ様の事は承りしか。やさしき御事なり。これに毎月廿五日に月次侍り。御出で候ひてあそばし候へ。今月の題はこれこれにて候」といひて、我と書いてくれ侍り。深夜ノ閑月・□□□雁・別レテ無キ書恋、三首四文字の題にてありしなり。それは八月始めつかたの事なり。

さて廿五日に会に罷り出でしかば、一方の座上には、冷泉の為尹・為邦・いま一方の座上には前探題、その次々に近習の人達、③禅蘊が一族共卅余人、歴々としてなみゐたる所へ、遅れ出でしかば、横座へ請ぜらるる程に、計会にてありしかども、座敷へ着き侍りし。探題は、その時八十余の入道にて、墨のもなし衣に、ひんがうだいの房のながきをして居給ひしなり。

本史料は正徹が晩年に自身の歌話をまとめたものであり、その中に治部禅蘊が登場するのである。こ

の段には前九州探題今川了俊も登場する。了俊は応永2年(1395)閏7月に探題解任を言い渡され、8月16日に船で九州より上洛した。この和歌会は同年8月25日に比定されており、了俊は上洛した直後ですぐに治部邸に赴いている。本和歌会に「一万首作者」にみえる冷泉為邦とその子為尹も参加していることから、禅蘊は冷泉派の歌人であり(傍線部①)、同じ冷泉派歌人の了俊と同門であった。

またこのころ禅蘊は80歳を越す老境であった(傍線部②)とあるが、本史料にみえる了俊の年齢は誤りでありこの時70歳である⁴¹⁾。治部禅蘊の年齢についても錯誤があるかもしれないが、禅蘊は嘉暦元年(1326)生まれの了俊と同世代とはいえそうである。了俊は観応の擾乱以降に武将として活躍し始め、貞治5年(1366)には引付頭人に就く。貞治6年(1367)末における義詮死去に際して出家し了俊と称した。上記「一万首作者」には了俊自身の名はみえないが、父範国他兄弟が多数列しており、今川了俊被官で奉行人齋藤氏から出た道恵も名を連ねている。そこに同席している治部太郎左衛門尉有栄と禅蘊とは、官途名の一致や冷泉派と関係のある歌人という点からみて、同一人物であるといえよう。ただし有栄(禅蘊)の義詮期における所見はこの「一万首作者」のみであり、当時奉行人に任じられていなかったとみられる。また了俊が探題解任後に禅蘊の月次和歌会に参加していた背景としては、了俊の上洛後に両者の中が急速に深まったと考えるよりも、義詮期においてすでに和歌を通じて知己となっていたであろうことが想定され、両者にとってこの月次会は旧交を温める意味合いを持ったと考えられる。

そうすると、前述した「社家記録」応安5年(1372)12月28日条にみえる「奉行治部」も禅蘊に比定されよう。周知の通り、細川頼之は義詮の死後四国より召喚され管領に就任した。奉行人層にスポットをあててみると、義詮を仕えた有力奉行人が頼之を支える一方、新たに出仕したものが確認できる。例えば頼之最初の応安元年(1368)正月28日の評定始(『花營三代記』)に奏事役として出仕した飯尾美濃守貞行は、貞和5年(1349)に活動の途絶えた飯尾貞兼[577]の子孫と推定され、貞兼流では25年ぶりに奉行人に復帰している⁴²⁾。小川信氏は頼之が奉行人層を多数登用して施政を進めたことを指摘しているが、治部氏の奉行人復帰もそうした頼之の施策の一環であったとみられるのである⁴³⁾。

あるいは治部氏復帰の一助をなしたのも了俊であったと考える余地がある。了俊は貞治6年より侍所・引付頭人の地位にあり、応安元年正月評定始では頼之とともに評定衆を務め、応安3年(1370)9月1日まで引付頭人に在職した。治部氏の奉行人在職所見は了俊の幕政参与の時期とは重ならないが、応安5年以前に奉行人に復帰していたと考えるのが自然であり、了俊を通じて頼之に奉行人への復帰を訴えることは十分に可能である。すなわち頼之の施政と治部氏の奉行人復帰要求が合致しており、それを今川了俊が仲介することによって、治部氏の奉行人復帰が叶ったと推定される。治部氏の活動所見が増えていくのは確かに頼之失脚後であり、頼之執政期には活発な活動を示していないが、治部氏失脚から立ち直る時期となった点が重要である。

小川剛生氏が述べたように、治部禅蘊は応永元年(1394)8月29日室町幕府奉行人連署奉書(「最勝光院評定引付」『大日本古文書』東寺文書函15(る函16号))が一次史料では最後の所見であり、『正徹物語』を含めれば応永2年(1395)8月が終見となる。当時老境であったことは明らかであり、まもなく没したものと思われる。

さてここで再度【史料6】『正徹物語』に戻り最後の傍線部に注目したい。ここによればこの月次和歌会には治部禅蘊の一族「卅余人」が列していたという。治部氏においては尊氏期の宗栄・左衛門四郎入道、義詮～義満期の禅蘊(有栄)、宗栄の孫則栄が目立つのみであるが、実際には多くの一

族を抱えており、その中には則栄の姿もあったことが想像される。

最後にこの則栄に触れておきたい。史料上の初見は上述したように永徳元年「行幸室町殿御逗留間儀事」であり後円融天皇行幸の「山水 寝殿」の奉行となっている。この行幸は義満の公家社会デビューを演出する重要な儀礼であった⁴⁴⁾。この時の則栄は十分に経験を積んだ奉行人であったとは考え難いが重要な役を担うこととなった。この行幸の後義満は同年7月に任内大臣大饗を催す。これに際して武家側でも準備がなされ、治部則栄が「条々支配奉行」の一員に選出され簾や畳などの調度品を支度する役割を命じられた。これについて最近紹介された『初任大饗記』によれば、治部則栄は大饗当日の7月23日に「武家政所奉行人松田丹後守(貞秀)・治部^(ママ)二郎左衛門(則栄)等」が室町殿での準備に立ち会っている⁴⁵⁾。ここで注目したいのは則栄が政所奉行人を兼ねていた点である。松田貞秀はこの時政所執事代であるので⁴⁶⁾、則栄は政所寄人の地位にあり、調度品支度の奉行人を兼ねたといえよう。則栄は細川氏の下で奉行人復帰を果たしたが、細川氏が失脚した康暦の政変の影響は蒙らなかったとみえ、義満一世一代の盛儀に奉行人として参与することができた。則栄のキャリアにとってこうした盛儀への関与はプラスに働いたと考えられよう。続けて『御評定着座次第』明徳2年(1391)5月6日の御沙汰始に奉行人として列している(座次は下位より二位)。この直前に行われた4月20日の評定始と御前沙汰始は、新管領細川頼元の職始および兄頼之の幕政復帰を内外に示す重要な儀式であった。その後、再度御沙汰始が行われ、そこに列しているのである。義満期以降『花宮三代記』や『御評定着座次第』といった幕府の公的行事を記録した史料に恵まれ、それらに出席した顔ぶれが明らかになる。他の史料を含めて治部氏が沙汰始の類に列したことは、これ以前には一度として確認できていない。つまり治部氏にとって、明徳2年5月6日の御沙汰始は初の沙汰始入りを果たしたものと推定され、非常に名誉なことであった。しかもそれが細川氏の管領復帰と軌を一にする点は見逃せない。

先述の通り、治部氏は文和2年(1353)の宗栄の活動を最後に奉行人に任用されずにいたが、頼之執政期の応安5年(1372)には復帰していた。こうした点から推測するに、明徳2年の治部氏の沙汰始入りは細川氏の推薦に拠るのではなかろうか。この時の斯波義将から細川頼元兄弟への管領交代劇について、小川信氏は義満の主導によるとする⁴⁷⁾。しかし、多くの奉行人氏族がいる中から治部氏が初めて沙汰始に参仕したのは、細川氏の意向が汲まれたためではなかろうか。なおこの時則栄が沙汰始に参仕しているが、禅蘊は存命であった。存命の父を差し置いて子が沙汰始の奉行人の列に加わるのは、この列には法体の人物を入れない礼式になっているためである。たとえば義満の元服に際しての吉書始において、政所執事代斎藤玄観(基能)が法体であったため子息基兼を参向させているが、これは法体によるためである⁴⁸⁾。斎藤基能—基兼の例からすれば、他の史料的根拠は見いだせないが、有栄—則栄は実の親子であるとみなしうる。したがって、治部宗栄・有栄(禅蘊)・則栄はいずれも親子関係となり、途中中断をはさみつつも三代にわたって奉行人を出したことになる。

明徳2年沙汰始参仕は、いずれにせよ治部氏にとっては地歩を固めるに十分な経歴となった。事実これ以降治部則栄の所見は増加していき、応永8年(1401)2月17日における北山殿で開催された御前沙汰には奉行人として列し、応永14年(1407)には河内守を称するに至る⁴⁹⁾。ほぼ同時期に子息か近親と思われる治部四郎光智が登場する。この前後にみえる「治部四郎左衛門尉」は光智かと思われるので、則栄は河内守を受領したのちに、左衛門尉の官途を子に名乗らせたのであろう。

前述した御前奉行のほか洛中地口奉行・大嘗会段銭奉行・神宮方国分奉行を務めており、奉行人

としてのキャリアも順調であった⁵⁰⁾。応永22年(1415)7月には河内国で楠木一党が放棄した際、大和国人の一部が楠木側に着いたため7月に一度幕府奉行人上使が派遣された。次いで8月には則栄と飯尾清国が事後策を大乘院に伝えに上使として南都に赴いている⁵¹⁾。管見の限りではこの上使としての下向が終見である。治部氏はこの則栄の代に至ってその活動の幅を大きく広げ、鎌倉～南北朝期とは異なる安定した奉行人としての地位を築くに至った。治部氏が奉行人として盤石な地位を築いたのは則栄の代に至ってからであるが、有栄の代における今川・細川氏との関係が重要な意味を持ったのである。

おわりに

治部氏は元来金沢北条氏の被官であり、倉栖氏や兼好法師と同様に金沢氏と足利氏の縁戚関係を頼って室町幕府とりわけ高氏周辺に仕えた。

近年亀田俊和氏は高師直およびその一族の歴史を丹念に追い、師直を支える被官集団にも焦点をあてた。氏は摂津国出身の薬師寺公義や備中国出身で大旗一揆を主導した河津氏明や高橋英光といった在地領主出身の武士が、軍事・行政両面から師直を支えたことが明らかにした⁵²⁾。こうした在地領主層を抱える一方で高氏は金沢氏旧臣を抱えていたのである。治部氏はその中でも幕府奉行人に正式に登用されたことで、活躍の幅を広げたといえよう。

また師直の被官を含めた彼の支持層について、かつて佐藤進一氏は観応の擾乱期における高師直と直義の対立を急進派對保守派の枠組みで理解し、高師直のそれについて畿内近国の中小武士層や「悪党」、家格の低い足利一門とした。直義のそれは家格の高い足利一門や鎌倉幕府以来の伝統的御家人などとし、本稿で扱う奉行人もその一部とみなされた⁵³⁾。しかし、亀田氏はそうした枠組みに異を唱え、両者の支持層をはっきりと区別できないと主張する⁵⁴⁾。

治部氏の場合、観応の擾乱以前に所帯没収による活動停止にあっており擾乱期の動向は明らかでない。また前稿で取り上げた安富氏では、恩賞方奉行人を務めた貞嗣が擾乱期には直義麾下の奉行人となっている。また「尊氏の右筆」として著名な安富行長は擾乱前むしろ引付方など直義麾下の幕府機関に勤務していたが、擾乱後には尊氏に接近していった。すなわちこれは擾乱前の職掌に基づく頭人(恩賞方頭人高師直と奉行人安富貞嗣)との統属関係と擾乱期の動向が必ずしも一致しないことを示している⁵⁵⁾。しかし治部氏は、尊氏一師直が管轄する恩賞方での不正により活動停止に追い込まれながらも文和2年(1353)には尊氏の許に再度仕えている。こうした動向の背景には、鎌倉以来の奉行人であった安富氏とは異なり、もとは金沢氏被官で縁戚関係から高氏に仕えたという経緯があり、高氏、さらには尊氏との私的な関係が強かったことに由来するのではないか。つまり治部氏、なかでも宗栄は尊氏一高師直の権力を支える奉行人であったといえよう。同時に観応の擾乱期にどの奉行人がどちらの陣営につくかという問題は、それ以前の職務上の統率関係が影響しているとはいえ、個々の出自や幕府上層部との関係が大きく作用したといえよう。宗栄の後は低迷する時期が続くが、有栄が義詮期に歌人としてあらわれ、義満期には奉行人に再度登用され有栄(禅蘊)と則栄の二人を出した。則栄は昇進を重ねて奉行人としての地位を確固たるものにした。彼らの後ろ盾として大きな役割を果たしたのが今川了俊と細川氏であった。

こうしてみると治部氏は金沢氏、室町幕府では高氏・細川氏といった執事(管領)、今川といった

大名層と密接な関係を持ってきたことが注目される。かかる関係は将軍と密接な関係を結んだ安威氏⁵⁶⁾、直義と結んだ斎藤利泰といった、将軍およびその近親と結んで勢力を拡大していった氏族とは異なる。斎藤氏の中には今川了俊が九州探題に就任した際、彼に出仕した斎藤氏が数名確認できるが⁵⁷⁾、治部氏は斎藤氏と異なり了俊には仕えず、あくまでも京都における和歌活動を通じた関係であり、頼之期以降、幕府奉行人の地位を手放さなかった点が治部氏の大きな特色といえよう⁵⁸⁾。治部氏は有栄・則栄に至りはその地位を確立し、室町幕府奉行人を輩出する家として幕政を支えていくのである。

室町幕府奉行人在職考証表

—文和2年(1353)～貞治6年(1367)—

凡例

- (1) 一年ごとの室町幕府奉行人在職表を挙げる。
- (2) 在職表には、通し番号、月日、比定された人物名、史料表記、基準、所属、史料名、典拠、底本名、備考、註を挙げた。
 - ①月日：原則として以下の基準に拠った。文書の場合は、文書発給年次、古記録・編纂史料の場合は、挙げられている日条にかけた。典拠史料中に、それ以前の年月日が明記されている場合は、明記されている年月日を採用した(例えば暦応4年(1341)12月21日足利直義下知状に、同年9月14日に奉行人が使者を務めた記述があった場合、9月14日に奉行人在職とみなしその月日にかけた)。
 - 閏月の場合は、丸数字をもってこれを表示した。月・日未詳のものは「-」をもって示した。年未詳のものについては、原則として底本の推定に従ったが、一部考証を加えたものがある。
 - ②人物名：名字・実名に加え、法名が判明するものは〈 〉をもって補った。実名がわからない場合、史料表記と同様の表記をあて、花押のみがわかるものは「某」をあてた。
 - ③史料表記：史料に記載されている文言をそのまま採録した。
 - ④基準：在職基準。後掲(3)を参照。
 - ⑤所属：幕府諸機関などの役職が判明するものをあてた。先行研究に多くを依拠したが、註を省略したものもある。
 - ⑥史料名：古文書の名称については底本所収の文書名をあてたが、私意をもって改めたものがある。
 - ⑦典拠：古文書の場合は、収録されている文書群(足利尊氏下文一東寺百合文書、室町幕府奉行人奉書案：学衆方評定引付など)を記載した。
 - ⑧底本：底本とした刊行史料名を記載した。東京大学史料編纂所等が所蔵する写真版、東寺百合文書WEBなどのWEB上で閲覧可能な史料画像を典拠とした場合も、本欄にその旨を記述した。底本書誌を書ききれない場合は、書誌情報を註に配置した。
 - ⑨備考：当該人物の没年、管見の限りの史料上の初見、終見を記述した。略号は、没年：没、初見：初、終見：終、また年代的に当該人物が死去していると考えられる場合は既没とした。

(3) 在職比定には以下の基準を設け、職掌欄に以下の記号を挙げた。

A：職掌に基づく発給文書(奉行人奉書、書状)の発給者(便宜、雑訴決断所牒の署判もこれに含めた)

B：史料中に「奉行人」「為某奉行」と明記されており、奉行である明証を得られる場合。またこう

した訴訟などの取次を行っている場合。

C：裏花押・端裏銘・端裏書・端書・貼紙などから判別できる場合。

D：ほかに奉行人としての徴証があり、かつ奉行人の職掌として使者を務めていると判断できる場合。

E：その他在職と推定できる場合。

F：他の史料から奉行人と確認できる人物が、奉行人の地位・職掌と無関係の史料に表れた場合（例えば所職の充行・譲与・訴訟・官位の授与など）であっても、史料上の初出や生没が判別できる場合など考証に益があると判断した場合。

(4) 一年の内に、同一人物の複数在職徴証がある場合でも、煩をいとわず採録した。

(5) 奉行人が、後年評定衆などに昇進した場合でも、継続して採録した。

(6) 底本の内、頻出する史料集については、以下の通り、略称を用いた。大日本史料は巻数、ページ番号を示す。

大日史 6-1-1	『大日本史料』第六編之一、頁数
大日古	『大日本古文書』
大日記	『大日本古記録』
纂集	『史料纂集』
中（文書番号以下同じ）	『南北朝遺文』中国四国編
九	同 九州編
関	同 関東編
東	同 東北編
法制（条文番号）	『中世法制史料集』第二卷室町幕府法
文書集成（文書番号）	『室町幕府文書集成』奉行人奉書編
百 WEB	東寺百合文書 WEB（刊本がある場合は、刊本を優先した）
八坂記録	『続史料大成 八坂神社記録』1～4
八坂文書	『増補八坂神社文書』上・下

※1 一部史料については、あるいは写真帳等より判読を改めた箇所がある。

※2 東寺百合文書については、底本に函号だけで号数が載せられていないなど、不備がある場合がある。その際は、京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の番号を追記した。ただし、東京大学史料編纂所『大日本古文書 家分け東寺文書』を用いた場合は、『大日本古文書』の番号と、『東寺百合文書目録』の番号を併記した。

※3 花押の比定には、『花押かゞみ』5—8を用いた。

※4 自治体史を引用する際には、巻数をあげ、典拠欄もしくは、底本名欄に文書番号あるいは史料番号を掲出した。なお、自治体史の体裁によってページ数を掲出したものもある。

No	月日	人物名	史料表記	基準	所属	史料名	典拠	底本名	備考	註
文和2年（1353）										
831	1.8	栗飯原清胤	相原下総守	D		園太暦	園太暦	纂集		
832	2.30	鞍智時満（導朝）	道朝	A		室町幕府政所執事等連署奉書	祇園社文書 128(16)	"早稲田大学萩野三七彦研究室収集文書（上）花押かゞみ 3657"		59

833	2.30	栗飯原清胤	道最	A	政所	室町幕府政所執事等連署奉書	祇園社文書 128(16)	"早稲田大学荻野三七彦研究室収集文書(上)花押かゞみ 3657"		
834	3.5	斎藤基能(玄観)	斎藤藤内左衛門尉	C	侍所	島津師久請文写	薩藩旧記	大日史 6-17-731		
835	3.7	斎藤季基(道永)	斎入	B		前大僧正賢俊申状案	醍醐寺文書 1819	大日古		60
836	3.23	杉原光房	散位光房	F		杉原光房禁制	浄土寺文書	中 2457		
837	4.26	須賀清秀	壱岐守清秀	E		須賀清秀書状	伊勢結城神社文書	東 1239		終
838	5.12	治部宗栄(宗悟)	治部兵衛大夫入道	E		吉良貞家書状	白河集古苑所蔵白河結城文書	東 1246		終
839	5.16	安威資脩(性威、性遵)	安威新左衛門入道	E		法印懷雅拳状案	御拳状等執筆引付	大日史 6-18-78		
840	5.19	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	B		学衆方評定引付	東寺百合文書 ム 27	大日史 6-18-335		
841	5.-	斎藤基能(玄観)	斎藤々内右衛門尉	E	侍所	犬神人等申状案	八坂文書 1246	八坂文書		
842	6.9	栗飯原清胤	栗原下総入道	F		常楽記	常楽記	大日史 6-18-125		没
843	6.9	栗飯原清胤	栗飯原下総守	F		山名右衛門佐敵と為る事	太平記第三十二卷	太平記(岩波文庫本)		没終
844	6.12	中沢信綱(定阿)	中沢掃部允信綱	B	侍所	沼田妙覚軍忠状写(文和 2.8.-)	肥後沼田文書	九 3590		
845	7.6	鞍智時満(導朝)	花押 クラチノ入道	A		鞍智時満巻数返事	神護寺文書 382	高雄山神護寺文書集成		
846	8.-	中沢信綱(定阿)	中沢掃部允信綱	B	侍所	沼田妙覚軍忠状写(文和 2.8.-)	肥後沼田文書	九 3590		
847	8.5	安富行長(道行)	行長	A		安富行長書状案	東寺百合文書 卍 30-9	百 WEB		61
848	8.5	対馬民部大夫	対馬民部大夫	A		安富行長書状案	東寺百合文書 卍 30-9	百 WEB		
849	8.17	鞍智時満(導朝)	沙弥	A		鞍智時満巻数返事	金勝寺文書	書陵部画像公開システム		62
850	9.5	小田知春	伊賀守	A		小田知春巻数返事写	祇園社紀統録第二	八坂記録 4		
851	10.3	諏方円忠	円忠	C		荒尾宗顕・泰隆寄進分妙興寺領坪付注文案	尾張妙興寺文書	愛知県史資料編 8 1396		
852	10.26	杉原光房	杉原左近大夫	C	侍所	島津氏久注進状写	薩藩旧記	九 3612		63
853	10.26	杉原光房	杉原左近大夫	C	侍所	島津氏久請文写	薩藩旧記	九 3615		
854	10.28	小田知春	小田伊賀守	E	侍所	島津道鑑書状写	薩藩旧記	九 3616		
855	10.28	杉原光房	杉原左近大夫	C	侍所	島津道鑑書状写	薩藩旧記	九 3616		
856	12.6	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門入道	E		法印懷雅拳状案	御拳状等執筆引付	兵庫県史中世 7 大乘院文書 5		
867	12.28	前肥後守	前肥後守	A		前肥後守巻数請取状	神護寺文書 385	高雄山神護寺文書集成		初終
858	12.29	小田知春	伊賀守	A		小田知春巻数請取状	神護寺文書 386	高雄山神護寺文書集成		
文和 3 年 (1354)										
859	2.6	杉原光房	杉原左近大夫	C	侍所	足利義詮感状写	薩藩旧記	九 3649		
860	2.12	杉原光房	杉原	C	侍所	足利尊氏感状写	薩藩旧記	九 3654		
861	3.5	斎藤季基(道永)	斎藤五良左衛門入道	E		法印懷雅拳状案	御拳状等執筆引付	大日史 6-18-742		
862	3.10	小田知春	小田伊賀守	A		小田知春巻数返事写	土佐国蠶簡集拾遺所収西寺文書	関 2539		
863	4.25	鞍智時満(導朝)	佐々木四郎左衛門尉入道	C	官途奉行	島津道鑑拳状写	薩藩旧記	九 3673		64
864	5.8	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門入道	E		法印懷雅拳状案	御拳状等執筆引付	大日史 6-19-51		
865	5.11	杉原光房	杉原左近大夫	B		報恩院雜掌目安案	醍醐寺文書 1109	大日古		

866	5.11	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門入道	E		法印懷雅拳状案	御拳状等執筆引付	大日史 6-19-52		
867	5.20	杉原光房	相原左近大夫	B	評定始	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 下雑部		
868	5.-	杉原光房	杉原伯耆守	B		田代利綱申状(延文 5.10.-)	田代文書	大日史 6-23-290		
869	6.11	安富行長(道行)	安富右近大夫	E		僧正賢俊自筆書状案(年欠 6.11)	醍醐寺文書 1975	大日古		65
870	6.20	斎藤利貞	斎藤四郎兵衛尉	C	侍所	島津師久軍忠状写	薩藩旧記	九 3682		初 66
871	6.20	斎藤利貞	雜賀縫殿允尚連	C	侍所	島津氏久軍忠状写	薩藩旧記	九 3683		
872	6.23	雜賀尚連(蓮阿)	斎藤四郎兵衛尉	A	侍所	武家事書案	祇園社執行静晴関係文書案	東京大学史料編纂所 Hi-Cat Plus		初 67
873	6.23	矢野倫幸	矢野長門守倫行	A	侍所	武家事書案	祇園社執行静晴関係文書案	東京大学史料編纂所 Hi-Cat Plus		初
874	6.27	安富行長(道行)	沙弥	A		安富行長卷数返事	妙顯寺文書	大日史 6-19-106		
875	7.3	松田貞秀	松田八郎左衛門尉	C		足利直冬方交名注文写(文和 3.8.1)	薩藩旧記	九 3706		
876	7.28	諏方円忠	円忠	C		妙興寺領坪付注文	尾張妙興寺文書	愛知県史資料編 8 1398		
877	7.28	光□	光□	C		妙興寺領坪付注文	尾張妙興寺文書	愛知県史資料編 8 1398		初終
878	7.28	和泉兼政(法阿)	泉筑前入道	E		足利義詮御判御教書写	薩藩旧記	大日史 6-19-117		
879	8.4	門真経清(寂真)	門真弾正入道	C	仁木頼章引付方	引付頭人仁木頼章奉書	八坂文書(増補篇) 25	八坂文書		68
880	8.4	門真経清(寂真)	門吉弾正入道	B		備後小童保文書目録案	八坂文書 1973	八坂文書		
881	8.22	杉原光房	杉原左近大夫	E		法印清我拳状	東寺百合文書△ 28 学衆方評定引付	百 WEB		
882	9.3	斎藤利貞	斎藤四郎兵衛尉	C		足利尊氏感状写	薩藩旧記二十四所収	九 3721		
883	9.3	斎藤利貞	斎藤四郎兵衛尉	C		足利尊氏感状写	薩藩旧記二十四所収	九 3722		
884	9.3	斎藤利貞	斎藤四郎兵衛尉	C	侍所	足利尊氏感状写	薩藩旧記二十四所収	九 3723		
885	9.6	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門入道	B	恩賞方	足利尊氏下文案	東寺百合文書レ 60	大日史 6-19-149		
886	9.19	斎藤利貞	斎藤四郎兵衛尉	C	侍所	足利尊氏感状写	薩藩旧記二十四所収	九 3725		
887	9.24	斎藤季基(道永)	さいとう五郎さへもん入道 沙弥道永	A		斎藤季基(道永)卷数返事	加賀祇陀寺文書	大日史 6-19-161		
888	10.13	斎藤季基(道永)	斎藤入道	E		足利義詮御判御教書案	東寺百合文書△ 28 学衆方評定引付	大日史 6-19-172		
889	10.18	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門尉入道道永	A		斎藤季基(道永)書状案	東寺百合文書△ 28 学衆方評定引付	大日史 6-19-173		
890	11.16	安富行長(道行)	安富禪門	B		学衆方評定引付	東寺百合文書△ 28 学衆方評定引付	相生市史 7 卷		
891	11.22	小田知春	小田伊賀守	A		小田知春卷数返事案	加賀祇陀寺文書	大日史 6-19-281		
892	12.28	諏方円忠	円忠 諏方	E		諏方円忠勘返増長院清我書状	東寺百合文書た 3 宝莊院方評定引付紙背文書(9)	大日古		
893	12.30	小田知春	伊賀守	A		小田知春卷数返事写	祇園社紀統録第二	八坂記録 4		
894	--	松田貞快	松田左近将監入道貞快	D		文和三年事書写	石清水八幡宮社家文書 4	纂集		初
895	--	松田頼胤	松田修理亮	D		文和三年事書写	石清水八幡宮社家文書 4	纂集		
文和 4 年 (1355)										
896	1.-	斎藤利貞	斎藤四郎兵衛尉	B		源威集	源威集	梅松論・源威集		終 69

897	2.12	小田知春	小田伊賀守	B		足利尊氏御判御教書	神護寺文書 394	高雄山神護寺文書集成		
898	2.17	小田知春	前伊賀守	A		小田知春卷数返事写	祇園社紀統録第二	八坂記録 4		
899	2.25	白井行胤	白井彈正左衛門尉行胤	F		足利尊氏近習馬廻衆一揆契状	越前島津家文書	関 2634		
900	3.4	鞍智時満(導朝)	沙弥	A		鞍智時満卷数返事	神護寺文書 395	高雄山神護寺文書集成		
901	3.30	小田知春	前伊賀守	A		小田知春卷数返事	常陸護国院文書	関 2637		
902	4.8	斎藤季基(道永)	斎藤左衛門入道	C	恩賞方	島津氏久代頼兼申状写(文和 4.3.-)	薩藩旧記二十五所収	九 3783		
903	4.15	鞍智時満(導朝)	佐々木四郎左衛門尉入道	C	官途奉行	島津道鑑代頼兼申状写(文和 4.4.-)	薩藩旧記二十五所収	九 3793		
904	5.2	斎藤季基(道永)	斎入	B		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		70
905	5.18	斎藤季基(道永)	斎入	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
906	5.18	杉原光房	杉原	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		71
907	5.24	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
908	6.8	斎藤季基(道永)	斎入	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
909	6.8	杉原光房	杉原	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
910	7.9	斎藤季基(道永)	斎入	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
911	7.9	杉原光房	杉原	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
912	7.9	安威資脩(性威、性遵)	安威	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
913	7.9	雜賀貞尚(貞阿)	雜賀	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
914	7.13	斎藤季基(道永)	斎入	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
915	7.13	杉原光房	杉原	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
916	7.13	安威資脩(性威、性遵)	安威入	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
917	7.13	雜賀貞尚(貞阿)	雜賀入	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
918	7.22	雜賀貞尚(貞阿)	雜賀民部大夫入道	B		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
919	8.2	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門入道	E		御拳状等執筆引付	御拳状等執筆引付	大日史 6-20-165		
920	8.6	小田知春	小田伊賀守	B		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
921	8.10	斎藤季基(道永)	斎入	E	官途奉行	賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
922	8.18	中沢信綱(定阿)	中沢掃部允	C	侍所	足利尊氏御判御教書写	薩藩旧記	九 3808		
923	8.23	斎藤季基(道永)	斎藤入道	E		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
924	8.23	依田時朝(元信)	依田将監	B		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
925	8.23	中沢信綱(定阿)	中沢掃部頭	B		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
926	8.23	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	E		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
927	8.-	雜賀貞尚(貞阿)	雜賀民部大夫入道	B		祇園社雜掌成祐申状案	祇園社記御神領部 13	八坂記録 3		
928	9.10	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	E		学衆方評定引付(文和 4.9.14)	東寺百合文書天地 7	百 WEB		
929	9.11	左衛門尉	左衛門尉	C		村主氏女申状案	駿河伊達文書	関 2675		
930	9.11	沙弥	沙弥	C		村主氏女申状案	駿河伊達文書	関 2675		
931	9.-	安威資脩(性威、性遵)	安威左衛門入道	B		東寺雜掌光信陳状	東寺百合文書な 111	山城国上桂史料集(上) 220		

932	10.3	諏方円忠	諏方大進法眼	E		権大僧都公憲挙状案	御挙状等執筆引付	大日史 6-20-28		
933	10.3	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	B	庭中	学衆方評定引付文和 4.10.25	東寺百合文書天地 7	百 WEB		
934	10.13	諏方円忠	諏方大進	B	仁木頼章引付方	学衆方評定引付文和 4.12.27	東寺百合文書 27・天地 7	相生市史 7		
935	10.25	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	B	庭中	学衆方評定引付	東寺百合文書天地 7	百 WEB		
936	10.25	安富行長(道行)	安富禪門	E		学衆方評定引付	東寺百合文書天地 7	相生市史 7		
937	11.4	斎藤季基(道永)	斎藤左衛門入道	E		法印公憲挙状案	御挙状等執筆引付	大日史 6-20-35		
938	11.7	斎藤季基(道永)	斎藤左衛門入道	B	侍所	足利尊氏御判御教書写	薩藩旧記二十五所収	九 3826		
939	11.8	諏方円忠	諏方大進法眼	E		法印公憲挙状案	御挙状等執筆引付	大日史 6-20-28		
940	11.10	斎藤季基(道永)	斎藤左衛門入道	C	侍所	足利尊氏御判御教書写	薩藩旧記二十五所収	九 3830		
941	11.10	斎藤季基(道永)	斎藤左衛門入道	C	侍所	足利尊氏御判御教書写	薩藩旧記二十五所収	九 3831		
942	11.13	諏方円忠	諏方大進法眼	E		法印公憲挙状案	御挙状等執筆引付	大日史 6-20-29		
943	11.18	小田知春	小田伊賀守	D		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
944	11.-	安威資脩(性威、性遵)	安威左衛門入道	B		東寺雜掌光信庭中申状案	東寺百合文書 103	山城国上桂庄史料集(上) 223		
945	12.24	諏方康嗣	安威左衛門入道	F		前田本神氏系図	前田本神氏系図	信濃史料 6		
946	12.28	中沢信綱(定阿)	安威左衛門入道	C	侍所	足利義詮御判御教書写	薩藩旧記二十五所収	九 3845		
947	12.28	中沢信綱(定阿)	安威左衛門入道	C	侍所	足利尊氏御判御教書写	薩藩旧記二十五所収	九 3846		
延文元年(1356)										
948	2.3	雜賀貞尚(貞阿)	雜賀民部大輔大夫入道	E		法印公憲挙状案	御挙状等執筆引付	兵庫県史中世 7 大乘院文書 5		
949	2.3	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	E		法印公憲挙状案	御挙状等執筆引付	兵庫県史中世 7 大乘院文書 5		
950	2.13	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門入道	E		御挙状等執筆引付	御挙状等執筆引付	大日史 6-20-336		
951	2.13	安威資脩(性威、性遵)	安威新左衛門入道	E		御挙状等執筆引付	御挙状等執筆引付	大日史 6-20-336		
952	2.28	安富行長(道行)	安富右近大夫	C		足利尊氏御教書案	山城建内文書	中 2801		
953	.-	雜賀貞尚(貞阿)	民部大夫入道	B		社家記録(応安 5.11.22)	社家記録	八坂記録 1		72
954	4.19	安富行長(道行)	安富	F		学衆方評定引付	東寺百合文書 30	相生市史 7		
955	④.-	斎藤基秀(玄秀)	斎藤四郎兵衛入道玄秀	B		若狭名田庄田村下村両村文書目録	大徳寺文書 367	大日古		73
956	.-	斎藤基秀(玄秀)	斎藤四郎兵衛入道玄秀	B		名田郷開発領主盛信相博状案	大徳寺文書 364	大日古	終	74
957	.-	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	B		名田郷開発領主盛信相博状案	大徳寺文書 364	大日古		
958	5.21	左衛門尉	左衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	大音正和家文書 65	福井県史資料編 8		
959	5.21	彈正忠	彈正忠	A		室町幕府奉行人連署奉書	大音正和家文書 65	福井県史資料編 8	初終	
960	6.7	安威資脩(性威、性遵)	性□	A	引付方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書 21	文書集成 16		
961	6.7	斎藤基仲	基仲	A	引付方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書 21	文書集成 16	初	
962	7.4	中沢信綱(定阿)	裏花押	C		東寺雜掌光信重申状	東寺百合文書 104-1	東寺百合文書 104-1		
963	8.3	諏方円忠	諏方大進房円忠	B		園太曆	園太曆	纂集		

964	8.6	安威資脩(性威、性遵)	沙弥性遵	F		安威性遵請文	東寺百合文書ヨ105	大日史 6-21-124		
965	8.9	和田行快	和四入	B	仁木頼章引付方	引付頭人仁木頼章奉書案	冷泉家古文書 64	冷泉家古文書		終
966	8.19	中沢信綱(定阿)	中澤掃部	E		禪聖書状	東寺百合文書ほ38	中 2831		
967	8.25	松田貞秀	裏花押	C		中条茂資讓状	山形大学所蔵中条文書	新潟県史中世2文書編II 1797		
968	9.4	中沢信綱(定阿)	中澤掃部允	B	細川清氏引付方	引付頭人細川清氏奉書案	東寺百合文書ほ38-2	中 2830		
969	9.8	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	E		学衆方評定引付	東寺百合文書ム30	山城国上桂庄史料(下)記録 24		
970	10.26	諏方円忠	沙弥	A		室町幕府過所	園城寺文書	大日史 6-20-904		
971	10.-	中沢信綱(定阿)	中沢掃部允信綱	B		宝莊嚴院所司等重申状	東寺百合文書ケ47-2	百 WEB		
972	10.-	安威資脩(性威、性遵)	性運	B	恩賞方	酒匂資光軍忠状	薩藩旧記二十五所収	九 3924		
973	11.28	諏方円忠	願主当社執行法眼円忠	F		諏方大明神画詞	諏方大明神画詞	諏方史料叢書 1		
974	12.29	安威資脩(性威、性遵)	沙弥	E	政所執事代	東寺雑掌頼憲用途送進状	東寺百合文書な112	大日史 6-21-20		
延文2年(1357)										
975	2.13	安威資脩(性威、性遵)	沙弥	A	政所執事代	室町幕府政所執事連署奉書	森六蔵氏所蔵文書	加能史料南北朝II		
976	2.16	安威資脩(性威、性遵)	安威新左衛門入道	E		御拳状等執筆引付	御拳状等執筆引付	大日史 6-21-212		
977	3.10	三須倫篤(禪休)	三須雅楽入道禪休	A		宇都宮貞泰・三須禪休連署奉書	革命勘類裏書文書	関 2753		
978	--	門真寂意	寂意法師	F		菟玖波集	菟玖波集	『菟玖波集の研究』所収広島大学本		75
979	--	安威資脩(性威、性遵)	性遵法師	F		菟玖波集	菟玖波集	『菟玖波集の研究』所収広島大学本		
980	--	小田知春	藤原知春	F		菟玖波集 174 518 1209 1246 1369 1839 2073	菟玖波集	『菟玖波集の研究』所収広島大学本		
981	--	三須倫篤(禪休)	藤原倫篤	F		菟玖波集 427 964	菟玖波集	『菟玖波集の研究』所収広島大学本		
982	--	門真経清(寂真)	寂真法師	F		菟玖波集 457 1115	菟玖波集	『菟玖波集の研究』所収広島大学本		
983	--	諏方貞嗣	神貞嗣	F		菟玖波集 781 1071 1308 1713	菟玖波集	『菟玖波集の研究』所収広島大学本		
984	6.11	斎藤季基(道永)	道永	C		前大僧正賢俊讓状	醍醐寺文書 3330	大日古		
985	7.14	飯尾為宗(信快)	飯尾三郎左衛門尉	D	侍所	社務補任記	社務補任記	賀茂文化研究		76
986	7.14	中沢信綱(定阿)	中沢掃部助	D	侍所	社務補任記	社務補任記	賀茂文化研究		
987	⑦.-	雑賀西義	雑賀隼人入道西義	E	評定	西寺別当法印権大僧都深源目安	東寺文書乙号外 2-2	大日史 6-21-401		終
988	⑦.-	諏方円忠	諏方大進房円忠	B		西寺別当法印権大僧都深源目安	東寺文書乙号外 2-2	大日史 6-21-401		
989	⑦.-	雑賀貞尚(貞阿)	雑賀民部大夫入道貞阿	B		西寺別当法印権大僧都深源目安	東寺文書乙号外 2-2	大日史 6-21-401		
990	⑦.-	小田知春	小田伊賀守知春	D		西寺別当法印権大僧都深源申状	東寺文書乙号外 2-1	大日史 6-21-403		
991	⑦.-	安威資脩(性威、性遵)	安威左衛門入道	B	引付方	西寺別当法印権大僧都深源申状	東寺文書乙号外 2-1	大日史 6-21-403		
992	8.21	斎藤基能(玄観)	藤内右衛門尉	B		足利義詮御判御教書案	東寺百合文書ほ51(38-1)	大日古		
993	8.21	後藤重誉	後藤筑後入道重誉	F		播磨守護赤松則祐遵行状	保阪潤治氏所蔵文書	大日史 6-21-393		
994	9.6	雑賀貞尚(貞阿)	民入	B		足利義詮御判御教書写	祇園社記御神領部十	八坂記録 3		

995	9.26	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆	纂集		
996	9.-	飯尾為宗〈信快〉	飯尾三郎左衛門尉	B	侍所	社務施行宝聚院蹟詮申状案(延文5.10)	八坂文書 845	八坂文書		
997	10.9	後藤重誉	後藤筑後入道重誉	F		足利義詮御判御教書	石清水文書	大日史 6-21-501		
998	10.16	三須倫篤〈禅休〉	三須雅楽	B		足利尊氏御判御教書案	尊勝寺領香庄文書 376	早稲田大学荻野三七彦研究室収集文書(上)		
999	10.17	安威資脩〈性威、性遵〉	沙弥	A		室町幕府奉行人連署書下	越前大蟲社文書 1	広島大学所蔵猪熊文書(一)		
1000	10.17	某	沙弥	A		室町幕府奉行人連署書下	越前大蟲社文書 1	広島大学所蔵猪熊文書(一)		
1001	11.2	白井行胤	左衛門尉行胤	A		室町幕府奉行人連署奉書案	八坂文書 1649	八坂文書		
1002	11.2	真下心蓮	沙弥心蓮	A		室町幕府奉行人連署奉書案	八坂文書 1649	八坂文書	初終	
1003	12.21	斎藤基久	斎藤五郎兵衛	D		園太曆	園太曆	纂集	初	77
1004	12.21	中沢信綱〈定阿〉	長沢掃部允	D		園太曆	園太曆	纂集		
1005	12.21	小田知春	小田伊賀守知春	D		園太曆	園太曆	纂集		
延文 3 年 (1358)										
1006	1.25	小田知春	知春	D		足利義詮使者申詞	尊勝寺香庄文書 377	早稲田大学荻野三七彦研究室収集文書(上)		
1007	3.8	安富行長〈道行〉	安富右近大夫入道道行	C		足利義詮御教書写	祇園社記続録 第二	八坂記録 4		
1008	3.25	安富行長〈道行〉	沙弥	A		室町幕府奉行人奉書	妙顯寺文書	文書集成 18	終	
1009	5.4	諏方円忠	諏方円忠	A		園太曆目録乙	柳原家記録	大日史 6-21-811		
1010	6.4	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆	纂集		
1011	6.5	諏方円忠	円忠	E		園太曆	園太曆	纂集		
1012	6.6	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆	纂集		
1013	6.13	諏方円忠	円忠	E		園太曆	園太曆	纂集		
1014	7.13	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆(同月 15 日条)	纂集		
1015	8.5	諏方円忠	円忠	E		園太曆	園太曆	纂集		
1016	8.9	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆	纂集		
1017	12.3	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	E	評定奏事	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 下雑部		
1018	12.3	斎藤基仲	斎藤帯刀兵衛尉基仲	E	評定圖役	御評定着座次第	御評定着座次第	内閣文庫所蔵武家儀式		78
延文 4 年 (1359)										
1019	2.5	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆	纂集		
1020	2.5	斎藤基名〈業心〉	斎藤五郎左衛門尉	B		諏方円忠書状案	園太曆	纂集	初	79
1021	2.17	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆	纂集		
1022	2.25	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆	纂集		
1023	3.26	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆	纂集		
1024	4.12	諏方円忠	円忠	A		諏方円忠書状案	園太曆	纂集		
1025	4.23	諏方円忠	円忠法師	E		園太曆	園太曆	纂集		
1026	4.25	諏方円忠	円忠法師	E		園太曆	園太曆	纂集		
1027	4.29	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫時朝	E		足利尊氏一周忌結縁灌頂記	延文四年結縁灌頂記	関 2872		
1028	4.29	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫信綱	E		足利尊氏一周忌結縁灌頂記	延文四年結縁灌頂記	関 2872		
1029	4.29	諏方円忠	諏方大進房円忠	B		足利尊氏一周忌結縁灌頂記	延文四年結縁灌頂記	関 2872		
1030	6.-	諏方円忠	諏方大進房円忠	B		東寺雑掌頼憲申状	東寺百合文書 36 学衆方評定引付(延文 4.8.21)	相生市史 7		

1031	8.18	諏方円忠	諏方大進	B	御前沙汰	足利義詮御判御教書案	東寺百合文書△36学衆方評定引付(延文4.8.21)	相生市史7		
1032	10.11	安威詮有	安威新左衛門尉	E		法印公憲挙状	御挙状并御教書執達引付	兵庫県史中世7大乘院文書7	初	
1033	10.27	諏方円忠	諏訪大進房	F		延文四年記	延文四年記	群書類従29下雑部		
1034	10.28	雑賀貞尚(貞阿)	雑賀民部大輔入道	E		法印公憲挙状	御挙状并御教書執達引付	吹田市史4 403		
1035	11.3	斎藤季基(道永)	斎藤左衛門入道々永	E	政所執事代	上久世庄油代送進状	東寺百合文書な114	大日史6-22-717		
1036	11.13	斎藤季基(道永)	斎藤左衛門入道	E	政所執事代	上久世庄油代送進状	東寺百合文書な115	大日史6-22-718		
1037	12.25	布施資連(昌椿)	三善資連	F		新千載和歌集第7離別歌759	新千載和歌集	新編国歌大観		
1038	12.25	門真経清(寂真)	寂真法師	F		新千載和歌集第9积教歌926	新千載和歌集	新編国歌大観		
1039	12.25	斎藤基名(業心)	藤原基名	F		新千載和歌集第13恋歌31323	新千載和歌集	新編国歌大観		
1040	12.25	飯尾為連(覚民)	三善為連	F		新千載和歌集第16雑歌上1765	新千載和歌集	新編国歌大観		
1041	12.25	三須倫篤(禅休)	禅休法師	F		新千載和歌集第16雑歌中1866	新千載和歌集	新編国歌大観		
1042	12.25	安威資脩(性威、性遵)	性遵法師	F		新千載和歌集第17雑歌中1994	新千載和歌集	新編国歌大観		
1043	12.25	飯尾為宗(信快)	信快法師	F		新千載和歌集第18雑歌下2025	新千載和歌集	新編国歌大観		
1044	12.25	諏方円忠	法眼円忠	F		新千載和歌集第18雑歌下2049	新千載和歌集	新編国歌大観		
1045	12.-	布施資連(昌椿)	布施弾正忠	B		社務執行宝聚院顕詮申状案(延文5.10)	八坂文書845	八坂文書		
1046	.-	門真経清(寂真)	寂真	F		草庵集 春上26雑1225	草庵集	新編国歌大観		
1047	.-	飯尾為宗(信快)	為宗	F		草庵集 哀傷歌1359	草庵集	新編国歌大観	没	
延文5年(1360)										
1048	6.11	安威資脩(性威、性遵)	安威新左衛門入道	E		法印公憲挙状	御挙状并御書等執筆引付	大日史6-23-190		
1049	9.26	雑賀貞尚(貞阿)	雑賀民部大夫入道	E		法印公憲挙状	御挙状并御書等執筆引付	大日史6-23-265		
1050	12.2	中沢信綱(定阿)	中沢掃部大夫	D		執事細川清氏奉書	土佐家文書1	兵庫県史中世8		
1051	12.2	中沢信綱(定阿)	裏花押	C		東寺雑掌光信重申状	東寺百合文書み38-1	百WEB 相生市史82481		
康安元年(1361)										
1052	6.27	諏方貞継	諏方新左衛門尉雲岫	F		東海一瀝余滴	東海一瀝余滴	信濃史料6	没終	
1053	6.29	飯尾左衛門大夫	飯尾左衛門大夫	B		足利義詮御判御教書	八坂文書(増補篇)31	八坂文書		
1054	6.29	小田知春	小田伊賀守	E		足利義詮御判御教書	八坂文書(増補篇)31	八坂文書		
1055	6.29	三須倫篤(禅休)	三須雅楽入道	C		足利義詮御判御教書	祇園社記続録第二	八坂記録4		
1056	9.18	雑賀貞尚(貞阿)	雑賀民部大夫入道	F		憲秀書状案	御挙状并御書等執筆引付	大日史6-23-557		
1057	9.18	雑賀貞尚(貞阿)	雑賀民部大夫入道	E		法印公憲挙状案	御挙状并御書等執筆引付	大日史6-23-558		
1058	10.17	諏方円忠	諏方大進円忠	E	御前沙汰	後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1059	11.14	中沢信綱(定阿)	中沢掃部大夫信綱	B	御前沙汰	足利義詮御判御教書案	東寺百合文書し31-2	大日史6-23-770		
1060	11.17	中沢信綱(定阿)	裏花押	C	御前沙汰	東寺申状	東寺百合文書み33-1	百WEB		
1061	11.17	松田師行	松田掃部亮	F		足利義詮御判御教書	東寺百合文書マ54	百WEB		

1062	11.-	松田師行	松田掃部助師行	F		東寺申状	東寺百合文書ミ 33-1	百 WEB	終	
1063	.-	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	B		当山歴代	福祥寺文書 10	兵庫県史中世 1		
貞治元年 (1362)										
1064	2.15	諏方円忠	諏方大進房円忠	E		氏未詳書状并諏方大進房円忠勘注状	教王護国寺文書 441	教王護国寺文書		
1065	2.16	中沢信綱(定阿)	中澤掃部	E		氏未詳書状并中澤掃部勘注状	教王護国寺文書 442	教王護国寺文書		
1066	3.9	依田時朝(元信)	依田左近大夫	B		冥道供 4	門業記 37	大日史 6-24-64		
1067	4.21	安威資脩(性威、性遵)	安威新左衛門入道	E		法印公憲拳状案	御拳状并御書等執筆引付	大日史 6-24-107		
1068	4.17	沙弥	沙弥	A	政所	室町幕府政所連署奉書	撰津国三屋問閤引付	兵庫県史中世 7 大乘院 8		
1069	6.1	斎藤季基(道永)	道永	F		足利義詮御判御教書案	天龍寺文書 172 (天龍寺重書日録甲)	天龍寺文書の研究		
1070	7.1	青砥康重	あをとゑものせうやすしけ	F		青砥康重後家自祐讓状写	青砥康重家譜 8	〔加賀前田家と尊経閣文庫〕	没	80
1071	7.1	安威資脩(性威、性遵)	安威入	C		青砥康重後家自祐讓状写	青砥康重家譜 8	〔加賀前田家と尊経閣文庫〕		
1072	7.23	中沢信綱(定阿)	中沢掃部允	E	引付方	太良庄地頭方評定引付	東寺百合文書タ 13	百 WEB		
1073	8.5	諏方康朝	諏方新左衛門尉	F		吉見氏頼拳状	天野文書	大日史 6-24-389	初	
1074	10.7	斎藤基名(業心)	斎藤五郎左衛門(門)	D		師守記	師守記	纂集		81
1075	10.23	諏方円忠	法眼	A		佐々木導尊・法眼某連署過所案	天龍寺文書 175 (臨川寺重書案文・鹿)	天龍寺文書の研究		82
貞治 2 年 (1363)										
1076	①.-	岩山信高	岩山	B		東寺執行日記	東寺執行日記	東寺執行日記(12冊本)	初	83
1077	①.22	安威資脩(性威、性遵)カ	安威	B		師守記	師守記	纂集		
1078	2.27	中沢信綱(定阿)	中沢掃部大夫	B		学衆方評定引付抜書	東寺百合文書ル 58	大日史 6-25-328		
1079	3.27	松田貞秀	杉(ママ)田八郎左衛門尉	B		東寺執行日記	東寺執行日記	大日史 6-25-253		
1080	3.-	安威資脩(性威、性遵)	あい沙弥性威	F		六波羅蜜寺御所近習連署奉加状	六波羅蜜寺文書	大日史 6-25-36		
1081	3.-	諏方円忠	法眼円忠	F		六波羅蜜寺御所近習連署奉加状	六波羅蜜寺文書	大日史 6-25-38		
1082	4.21	安威資脩(性威、性遵)	安威入道	B	御前沙汰	足利義詮御判御教書案	西大寺文書	大日史 6-25-69		
1083	5.6	小田知春	小田殿 沙弥	F		小田知春奉加状	六波羅蜜寺文書	大日史 6-25-39		
1084	6.17	中沢信綱(定阿)	中沢掃部大夫	E		東寺執行日記	東寺執行日記	大日史 6-25-119		
1085	7.18	中沢信綱(定阿)	中沢掃部大夫信綱	B		管領斯波義将奉書	東寺執行日記	大日史 6-25-144		
1086	7.20	岩山信高	岩山	B	政所	東寺執行日記	東寺執行日記	大日史 6-25-317	終	
1087	7.-	中沢信綱(定阿)	中沢掃部大夫	B		堀江庄惣領方雜掌成定申状	八坂文書 1672	八坂文書		
1088	8.7	斎藤基名(業心)	斎藤五郎左衛門尉	B		東寺執行日記	東寺執行日記	大日史 6-25-201		84
1089	8.23	斎藤基名(業心)	斎藤五郎左衛門尉	B		東寺執行日記	東寺執行日記	東寺執行日記(12冊本)		
1090	8.24	依田時朝(元信)	依田左近大夫時朝	B	引付方	後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1091	8.24	斎藤季基(道永)	斎藤入	B	義高引付方	引付頭人斯波義高奉書写	祇園社記御神領部十	八坂記録 4		
1092	8.30	依田時朝(元信)	依田左近大夫	B	引付方	後愚昧記	後愚昧記	大日記		

1093	10.11	齋藤季基〈道永〉	道永	A		齋藤季基(道永)書状	醍醐寺文書	愛知県史資料編9 28		85
1094	11.-	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	B	内奏方	芥河垂水五郎左衛門尉貞繼申状案	東寺百合文書 32-40	高槻市史3 124		
1095	12.15	飯尾為永〈常健〉	飯尾新左衛門尉為永	F		松田資秀請文	佐藤行信氏所藏文書	分散した禪院文書群	初	86
1096	12.15	松田資秀	中務丞資秀	A		松田資秀請文	佐藤行信氏所藏文書	分散した禪院文書群 花押かゞみ 4031	初	
貞治3年(1364)										
1097	1.6	小田知春	小田伊賀守入道	F		常楽記	常楽記	群書類従29 雑部	没終	
1098	2.20	飯尾頼国〈道勝〉	大和入道	D		師守記	師守記	纂集		
1099	2.-	藤民部聖祐	藤民部入道聖祐	B		額安寺雜掌良勝申状	額安寺文書	大日史6-25-623		
1100	3.15	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃	E		学衆方評定引付	東寺百合文書ル60	相生市史7		
1101	4.7	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道性遵	B		伊豆密嚴院別当職文書案	醍醐寺文書3292	大日古		
1102	4.17	藤民部聖祐	藤民部入道聖祐	B		師守記	師守記	纂集		
1103	4.19	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	B		師守記	師守記	纂集		
1104	4.19	齋藤基名〈業心〉	齋藤五郎左衛門尉	B		師守記	師守記	纂集		
1105	4.19	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫	B		師守記	師守記	纂集		
1106	4.24	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道	B		後光嚴天皇繪旨案(貞治5.12.30)	醍醐寺文書1264	大日古		
1107	6.15	鞍智時満〈導朝〉	藏地《鞍智》入道	E		師守記	師守記	纂集		
1108	6.15	後藤重誉	後藤筑後入道	E	政所	師守記	師守記	纂集		
1109	6.15	杉原光房	杉原伯耆守	B	政所執事代力	師守記	師守記	纂集	終	87
1110	6.23	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫信綱	B	斯波義高引付方	引付頭人斯波義高奉書写	東寺執行日記	大日史6-25-843		
1111	6.-	某	裏花押	C	引付方	東福寺雜掌真賀申状	九条家文書	図書寮叢刊		
1112	8.21	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道	E		師守記	師守記	纂集		
1113	8.-	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫	B	斯波義高引付方	東寺雜掌頼憲申状	東寺百合文書エ(ホ31-1)	大日史6-26-263		
1114	9.8	齋藤基能〈玄観〉	齋藤々内右衛門入道	E	引付方	師守記	師守記	纂集		
1115	9.15	齋藤基能〈玄観〉	齋藤々内右衛門入道	E	引付方	師守記	師守記	纂集		
1116	9.16	齋藤基能〈玄観〉	藤内右衛門入道	E	引付方	師守記	師守記	纂集		
1117	9.17	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道	E		師守記	師守記	纂集		
1118	9.23	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫時朝	B		冥道供4	門葉記37	大日史6-26-288		
1119	11.9	飯尾為宗〈信快〉	亡父信快	F		飯尾為永寄進状	鹿王院文書121	鹿王院文書の研究	既没	
1120	11.9	飯尾為永〈常健〉	左衛門尉為永	F		飯尾為永(常健)寄進状	鹿王院文書121	鹿王院文書の研究		
1121	11.28	某	裏花押	C	斯波義高引付方	東寺雜掌光信重申状	東寺百合文書さ28-1	百WEB		
1122	12.14	中沢信綱〈定阿〉	中沢	B	今川心省引付方	東寺雜掌頼憲陳状案(貞治4.⑨.-)	東寺百合文書た8宝莊嚴院方評定引付	大日古		88
1123	12.18	門真経清〈寂真〉	門真	C	今川心省引付方	引付頭人今川心省奉書	八坂文書(増補篇)33	八坂文書		

1124	12.23	雅楽忠清〈道観、道喜〉	道観	A		室町幕府奉行人連署奉書案	天龍寺文書187(天龍寺重書目録甲)	天龍寺文書の研究		
1125	12.23	飯尾為重〈円耀〉	円耀	A		室町幕府奉行人連署奉書案	天龍寺文書187(天龍寺重書目録甲)	天龍寺文書の研究		
1126	12.-	門真経清〈寂真〉	寂真法師	F		新拾遺和歌集 羈旅歌 808	新拾遺和歌集	新編国歌大観		
1127	12.-	安威資脩〈性威、性遵〉	性威法師	F		新拾遺和歌集 哀傷歌 898 1225	新拾遺和歌集	新編国歌大観		
1128	12.-	飯尾為連〈覚民〉	三善為連	F		新拾遺和歌集 恋歌 2 1043	新拾遺和歌集	新編国歌大観		既没
1129	12.-	門真周清	伴周清	F		新拾遺和歌集 恋歌 2 1092	新拾遺和歌集	新編国歌大観		初
1130	12.-	斎藤基名〈業心〉	藤原基名	F		新拾遺和歌集 雑歌上 1553	新拾遺和歌集	新編国歌大観		
1131	12.-	布施資連〈昌椿〉	三善資連	F		新拾遺和歌集 雑歌上 1564	新拾遺和歌集	新編国歌大観		
1132	12.-	飯尾為宗〈信快〉	信快法師	F		新拾遺和歌集 雑歌上 1698	新拾遺和歌集	新編国歌大観		既没
1133	12.-	松田貞秀	平貞秀	F		新拾遺和歌集 雑歌中 1804	新拾遺和歌集	新編国歌大観		
1134	.-	斎藤基名〈業心〉	斎藤五郎《筑後守》左衛門尉基名	E	政所執事代	政所頭人御次第	政所頭人御次第	室町時代研究 3		89
1135	.-	諏方円忠	貞叟忠公法眼	F		龍湫和尚語録	龍湫和尚語録 西拈香	信濃史料 6		没
貞治 4 年 (1365)										
1136	5.3	中沢信綱〈定阿〉	中澤	E		東寺料足借状案	東寺百合文書た8宝荘嚴院方評定引付	大日古		
1137	5.16	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫時具	D		師守記	師守記	纂集		
1138	5.17	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	D		師守記	師守記	纂集		
1139	5.22	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	D		師守記	師守記	纂集		
1140	6.11	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫時朝	D		師守記	師守記	纂集		
1141	6.11	斎藤基名〈業心〉	斎藤左衛門	B	政所	三鳥居建立記	社家記録	八坂記録 2		
1142	⑨ .9	斎藤基能〈玄観〉	斎藤藤内右衛門入道玄観	B		武家申詞	京都御所東山御文庫記録	大日史 6-27-43		
1143	⑨ .14	斎藤世茂	世茂	A	引付方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書 42-2	文書集成 19		
1144	⑨ .14	門真周清	周清	A	引付方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書 42-2	文書集成 19		
1145	⑨ .-	中沢信綱〈定阿〉	信綱	B		東寺雑掌頼憲陳状案	東寺百合文書た8宝荘嚴院方評定引付	大日古		
1146	11.7	斎藤基名〈業心〉	斎藤左衛門尉基名	F		尊勝寺禅衆和与状(貞治 5.9.23)	青蓮院文書	大日史 6-27-787		
1147	11.18	中沢信綱〈定阿〉	裏花押	C	斯波義高引付方	東寺雑掌頼憲重申状(貞治 4.⑨.-)	東寺百合文書 5-1	百 WEB		90
1148	11.18	中沢信綱〈定阿〉	裏花押	C	斯波義高引付方	東寺雑掌頼憲重申状(貞治 4.⑨.-)	東寺百合文書 6-1	百 WEB		
1149	.-	鞍智時満〈導朝〉	佐々木四郎左衛門尉入道 沙弥道興(ママ)	F		一万首作者	一万首作者	『中世歌壇史の研究』南北朝期		91
1150	.-	布施資連〈昌椿〉	布施弾正大夫三善資連	F		一万首作者	一万首作者	『中世歌壇史の研究』南北朝期		
1151	.-	松田貞秀	松田八郎左衛門尉 平貞秀	F		一万首作者	一万首作者	『中世歌壇史の研究』南北朝期		
1152	.-	飯尾頼秀	飯尾右近将監三善頼秀	F		一万首作者	一万首作者	『中世歌壇史の研究』南北朝期		

1153	-	門真周清	門真少外記 伴周清	F		一万首作者	一万首作者	『中世歌壇史の研究』南北朝期		
貞治5年(1366)										
1154	3.16	沙弥	沙弥	C		赤松世貞避状	武家手鑑	大日史 6-42-9		
1155	3.28	依田時朝(元信)	依田時朝	A	南都奉行	室町幕府奉行人連署書状写	辰市家旧記	大日史 6-27-327		
1156	3.28	中沢信綱(定阿)	仲澤信綱	A	南都奉行	室町幕府奉行人連署書状写	辰市家旧記	大日史 6-27-327		
1157	3.28	斎藤基名(業心)	斎藤左衛門尉	E	政所	室町幕府奉行人連署書状写	辰市家旧記	大日史 6-27-327		
1158	4.20	依田時朝(元信)	依田左近大夫時朝	B		建武回祿之記	石清水文書	大日古		
1159	4.20	中沢信綱(定阿)	中沢掃部大夫信綱	B		建武回祿之記	石清水文書	大日古		
1160	4.20	斎藤基名(業心)	斎藤左衛門大夫基名	B		建武回祿之記	石清水文書	大日古		
1161	8.14	安威資脩(性威、性遵)	安威禪門	E		鶴殿閏問答引付	鶴殿閏問答引付	大日史 6-27-762		
1162	8.18	斎藤基名(業心)	斎藤五郎左衛門尉季基(基名)	E	政所執事代	後愚昧記	後愚昧記	大日記		92
1163	8.18	斎藤基能(玄観)	斎藤々内右衛門入道	E	政所執事代	後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1164	8.18	依田時朝(元信)	依田左近大夫	E	恩賞方	後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1165	8.18	中沢信綱(定阿)	中澤掃部允	E	恩賞方	後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1166	9.3	斎藤基名(業心)	基名	E		斎藤基名(業心)書状案	東寺百合文書タ16太良庄地頭方評定引付(貞治5.9.26)	若狭国太良庄史料集成 4 23		
1167	9.3	斎藤康行	□藤五郎右衛門尉	E		斎藤基名(業心)書状案	東寺百合文書タ16太良庄地頭方評定引付(貞治5.9.26)	若狭国太良庄史料集成 4 23		初
1168	9.3	白井行胤	白井	E		斎藤基名書状案	東寺百合文書タ16太良庄地頭方評定引付(貞治5.9.26)	若狭国太良庄史料集成 4 23		
1169	9.4	安威資脩(性威、性遵)	安威	E		下所司宗禪申詞案	鶴殿閏問答引付	大日史 6-27-764		
1170	9.10	松田貞秀	左衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	天竜寺文書 212(宝篋院文書)	天龍寺文書の研究		
1171	9.10	安威直資	右衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	天竜寺文書 212(宝篋院文書)	天龍寺文書の研究 花押かゝみ 3915		93
1172	9.14	中沢信綱(定阿)	裏花押	C		東寺雑掌頼憲重申状	東寺百合文書ノ38-1	百 WEB		
1173	9.17	白井行胤	白井弾正左衛門入道沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書	徳禪寺文書	大日史 6-27-447		
1174	9.17	斎藤康行	斎藤五郎右衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	徳禪寺文書	大日史 6-27-447		
1175	9.21	白井行胤	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書	土御門文書	大日史 6-27-450		
1176	9.21	斎藤康行	右衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	土御門文書	大日史 6-27-450		
1177	9.24	白井行胤	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書	廬山寺文書	大日史 6-27-453		
1178	9.24	斎藤康行	右衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	廬山寺文書	大日史 6-27-453		
1179	9.26	白井行胤	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書オ45	大日史 6-27-458		
1180	9.26	斎藤康行	右衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書オ45	大日史 6-27-458		
1181	9.29	松田貞秀	左衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	仁和寺文書	文書集成 24		

1182	9.29	安威直資	右衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	仁和寺文書	文書集成 24		
1183	9.30	松田貞秀	松田左衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書案	水無瀬神宮文書	大日史 6-27-460		
1184	9.30	安威直資	安威右衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書案	水無瀬神宮文書	大日史 6-27-460		
1185	10.5	安威資脩〈性威、性遵〉	安威新左衛門入道	B	侍所	師守記	師守記	纂集		
1186	11.4	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道	E		兼熙卿記	吉田家日次記	加能史料南北朝 II 315		
1187	11.10	松田貞秀	左衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書み39	文書集成 25		
1188	11.10	安威直資	右衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書み39	文書集成 25		
1189	11.10	松田貞秀	松田八郎左衛門尉	A		東寺雜掌頼憲申状案(応安 3.7.-)	東寺百合文書チ52	高槻市史史料編 1 136		
1190	11.10	安威直資	安威次郎右衛門尉	A		東寺雜掌頼憲申状案(応安 3.7.-)	東寺百合文書チ52	高槻市史史料編 1 136	終	
1191	11.15	白井行胤	白井	E		太良莊領家方代官源俊起請文	東寺百合文書工52	若狭国太良莊史料集成 4 17		
1192	11.15	斎藤康行	濟頭	E		太良莊領家方代官源俊起請文	東寺百合文書工52	若狭国太良莊史料集成 4 17		
1193	11.18	松田資秀	中務丞	A		室町幕府奉行人連署奉書	妙心寺文書	大日史 6-27-584		
1194	11.18	左衛門尉	左衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	妙心寺文書	大日史 6-27-584		
1195	11.21	散位	散位	A		室町幕府奉行人連署奉書	彰考館採集古文書	文書集成 26	初終	
1196	11.21	沙弥	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書	彰考館採集古文書	文書集成 26		
貞治 6 年 (1367)										
1197	2.5	松田秀経	主計丞秀経	A		室町幕府奉行人僧朝深連署奉書	泉涌寺文書	大日史 6-27-810	初	
1198	3.5	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	E		足利義詮御判御教書	三宝院文書	大日史 6-27-830		
1199	3.5	雜賀尚連〈連阿〉	雜賀縫殿允	E		足利義詮御判御教書	三宝院文書	大日史 6-27-830		
1200	3.26	布施資連〈昌椿〉	散位従五位下三善朝臣資連	F		新玉津島社歌合	新玉津島社歌合	大日史 6-27-848		
1201	3.26	松田貞秀	正六位上行左右門少尉平朝臣貞秀	F		新玉津島社歌合	新玉津島社歌合	大日史 6-27-850		
1202	3.26	安威資脩〈性威、性遵〉	安威右衛門入道性威	F		新玉津島社歌合	新玉津島社歌合	大日史 6-27-850		
1203	3.28	藤民部聖祐	藤民部入道	F		足利義詮御判御教書	東大寺文書撰津国椋橋莊・丹波国後川莊 4	兵庫県史中世 5	終	
1204	4.7	雅楽忠清〈道観、道喜〉	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書	三宝院文書	大日史 6-27-830		
1205	4.7	雜賀尚連〈連阿〉	縫殿允	A		室町幕府奉行人連署奉書	三宝院文書	大日史 6-27-830		
1206	4.14	斎藤基名〈業心〉	斎筑入	B	山名時氏引付方	引付頭入山名時氏奉書写	祇園社記御神領部第十	八坂記録 4 八坂文書 1969		
1207	4.16	後藤重誉	後藤筑後入道貞誉	F		足利義詮寄進状	石清水文書	大日史 6-27-1006	終	
1208	5.16	斎藤左衛門入道	斎藤左衛門入道	F		師守記	師守記	纂集		94
1209	6.11	中沢信綱〈定阿〉	中澤掃部	D		空華日用工夫略集	空華日用工夫略集	空華日用工夫略集		
1210	6.11	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	B	政所	師守記	師守記	纂集		
1211	6.11	松田貞秀	松田八郎左衛門	B	政所	師守記	師守記	纂集		
1212	6.15	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	E		師守記	師守記	纂集		

1213	6.15	松田貞秀	松田八郎左衛門	E		師守記	師守記	纂集		
1214	6.16	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	B		師守記	師守記	纂集		
1215	6.18	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	B		師守記	師守記	纂集		
1216	6.24	依田時朝〈元信〉	左近大夫時朝	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22函25号	写真帳		95
1217	6.26	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道	B		師守記	師守記	纂集		
1218	6.26	松田貞秀	松田八郎左衛門尉	B		師守記	師守記	纂集		
1219	7.4	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1220	7.4	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1221	7.4	松田貞秀	松田八郎左衛門尉	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1222	7.5	安威資脩〈性威、性遵〉	安威新左衛門入道	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1223	7.5	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1224	7.5	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1225	7.5	松田貞秀	松田八郎左衛門尉	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1226	7.25	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道々観	B	御前沙汰	足利義詮御判御教書案	東寺百合文書み 41-1	大日史6-28-211		
1227	7.25	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1228	8.4	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫	B	引付方	師守記	師守記	纂集		
1229	8.29	松田貞秀	松田八郎左衛門尉	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1230	8.29	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫	E		師守記	師守記	纂集		
1231	8.30	松田貞秀	松田八郎左衛門尉	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1232	9.10	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫資連	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1233	9.14	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫資連	B	御前沙汰	師守記	師守記	纂集		
1234	11.8	某	裏花押	C	今川了俊引付方	東寺雜掌類憲重申状	東寺百合文書な 122-1	百 WEB 若狭国太良莊史料集成 4 40(1),41		
1235	11.8	依田貞行	依田右衛門尉	B		学衆方評定引付	東寺百合文書ム 44	百 WEB		
1236	12.25	斎藤基名〈業心〉	素心 斎藤筑前入道	A		斎藤基名〈業心〉書状案	肥後阿蘇家文書	九 4711		96
1237	--	安威資脩〈性威、性遵〉	安威さ衛門尉□□	E		某書状	東寺百合文書ノ 417 丹波大山莊 228	兵庫県史中世 6		97
1238	--	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道	B		三年一請会引付	三年一請会引付	北野天満宮史料		98

注

- 1) 山田徹「室町領主社会の形成と武家勢力」(『ヒストリア』223号、2010年)、同「室町時代の支配体制と列島諸地域」(『日本史研究』631号、2015年)。
- 2) 松井直人「中世後期における武士の京都在住の構造—御所周辺武士邸宅地にみる—」(『日本史研究』669号、2018年)、川口成人「大名被官と室町社会」(『ヒストリア』271号、2018年)。
- 3) 木下聡『室町幕府の奉公衆と外様衆』(同成社、2018年)。

- 4) 森幸夫『中世武家官僚と奉行人』（同成社、2016年）。また拙稿「室町幕府奉行人在職考証稿（2）一貞和元年（1345）～文和元年（1352）一付氏族考証（安富氏）」（『立命館文学』第653号、2017年）において安富氏を取り上げた。
- 5) 後代の例であるが、「竜安寺文書 一」永正元年（1504）10月10日室町幕府奉行人連署奉書（『室町幕府文書集成』奉行人奉書篇、2382号）に「左衛門尉藤原朝臣（花押）（治部貞兼）」、「東寺百合文書」マ函105号大永5年（1525）8月5日室町幕府奉行人連署奉書（同3101号）に「河内守藤原朝臣（花押）」とあるによる。
- 6) 佐藤進一「開創期室町幕府の官制体系」（『日本中世史論集』岩波書店、1990年。初出1960年）。
- 7) 福島金治「金沢北条氏の被官について」（『金沢北条氏と称名寺』吉川弘文館、1997年、初出1986年）、111頁以下。なお福島氏は治部宗清と同族と推定される被官に某宗倫をあげている。その根拠は明示されていないが、実名「宗」の共通性であると思われる。他に「宗」が付く被官は某宗貞が確認できるにもかかわらず彼は治部一族と推定されていない。通字だけでは同族か否か判断できないので、本稿では某宗倫を外した。
- 8) 「劔阿本「秘鈔口決」本鈔卷十六」紙背文書（徳治2年（1307））2月1日金沢貞顕書状（『金沢北条氏資料集』374号）。
- 9) 前掲註7福島「金沢北条氏の被官について」。
- 10) 小川剛生「卜部兼好の実像—金沢文庫古文書の再検討」（『明月記研究』第14号、2016年）、同『兼好法師 徒然草に記されなかった真実』（中央公論新社、2017年）。
- 11) 前掲註7福島「金沢北条氏の被官について」、p105, 106。
- 12) 森幸夫「佐分氏について」（前掲註4著書、初出1994年）。
- 13) 前掲註10小川『兼好法師』p.62-63。
- 14) 前掲註7福島金治「金沢北条氏の被官について」。
- 15) 前掲註10小川『兼好法師』p.146-153。
- 16) 佐藤進一『南北朝の動乱』（中央公論新社、初出1965年。）、前掲註7福島「金沢北条氏の被官について」、永井晋「倉栖氏の研究—地元で忘却された北条氏被官像の再構築—」（『金沢北条氏の研究』八木書店、2006年。初出2004年）。なお先行研究において兼好法師が倉栖氏の出身であることが指摘されていたが、福島氏・永井氏同論文註（3）および小川剛生「卜部兼好伝批判—「卜部兼好」から「吉田兼好」へ—」（『国語国文学研究』49号、2014年）によって、倉栖氏と兼好法師は同族でないことが明らかにされているおり、それらを前提とする倉栖氏研究は省略した。
- 17) 「蠹簡集残編」建武5年（1338）8月日日賀田玄向軍忠状写（大日史6-4-814）。本史料に「於參河守殿御陣御実檢之。仍為倉栖左衛門尉奉行御注進」とあり、こうした軍奉行の役割と合戦指揮官との関係について、中嶋丈晴「南北朝期における戦功確認と実検帳の機能」（井原今朝男編『富裕と貧困〈生活と文化の歴史学3〉』竹林舎、2013年）は、高師直が証判を据えた「筑後大友文書」建武5年8月日狭間正供軍忠状案（九1238）にみえる河津左衛門や高橋孫五郎が「随分ノ若党」であることを指摘し、若党が軍奉行の担い手の一部であることを明らかにした。河津左衛門は、備中国出身で大旗一揆を率い、かつ高師直の重臣となった河津氏明に比定できよう（亀田俊和「師直の忠臣・河津氏明」「もっとも活躍した師直の重臣・薬師寺公義」『高一族と南北朝内乱』戎光祥出版、2016年）。なお亀田氏は、氏明が師直の被官となったのは確実に康永2年（1343）頃だが早くして建武5年と推定しており、中嶋氏が用いた史料からみて氏の推定は正しかったといえる。高橋孫五郎については、河津氏同様備中出身で大旗一揆の指導者である高橋中務丞英光が高師直の家臣となっていることから同族であると判断できる。以上、軍忠状署判者もしくは合戦指揮者の被官が軍奉行を務めたことは確かであり、倉栖氏が建武5年前後師直の被官であったことは確かである。
- 18) 前掲註16永井「倉栖氏の研究—地元で忘却された北条氏被官像の再構築—」、p.282。白井信義「尊氏以前—頼氏・家時年代考—」（田中大喜編『下野足利氏』戎光祥出版、2013年、初出1969年）。なお、前田治幸「鎌倉幕府家格秩序における足利氏」（同書、初出2010年、p.190）において、氏は「前田本源氏系図」に高義の母は上杉経高女とみえ今後も検討が必要であることを指摘している。ただし上杉経高なる人物は、『尊卑分脈』・『続群書類従』第6輯下所収の上杉系図にはみえない。田中拓也「足利尊氏の兄、高

- 義の生母をめぐって」(『七隈史学』21、2019年)は、この史料に触れていないが、他の史料から高義母を通説通り金沢氏女としており従いたい。
- 19) 三淵美恵子「『稲荷山浄妙禅寺記』」(『鎌倉』64号、1990年)、p.35。
 - 20) 「相国寺慈照院文書」貞和5年6月11日資寿院置文(『日本高僧遺墨』第2巻、毎日新聞社、1970年、写真版による)、山家浩樹「無外如大の創建寺院」(『三浦古文化』53号、1993年)p.1-4、同「無外如大と無着」(『金沢文庫研究』301号、1998年)p.2-4。
 - 21) 「忍辱雑記」上(『古事類苑』礼式部第2巻葬礼三、法号)に「一義云、院号寺号共是僧伽藍之異名、而釈家所居之目也。由来既久、是以豪家貴族之婦入釈門、便改俗稱而称其院、或没後称号、以標帰依佛法之人也」とあるによる。
 - 22) 鎌倉市史編さん委員会『鎌倉市史』社寺編(吉川弘文館、1959年)、p.243, 260, 263。『空華日用工夫略集』応安7年(1374)12月23日条に「果証院三十三忌、赴瑞泉、府君入山、証明佛事、管領・依田話及政事」とあり、上杉清子(果証院)の三十三回忌が瑞泉寺で催されており、同寺内に塔頭があったものと推測される。
 - 23) 永井晋「金沢北条氏の系譜」前掲註16著書、初出1998年、p.36, 37。
 - 24) 前掲註10小川『兼好法師』p.83, 110-114。
 - 25) 森幸夫「南北朝動乱期の奉行人斎藤氏」(『中世武家官僚と奉行人』同成社、2016年、初出2011年)、p.96。
 - 26) 福島金治「信濃国大田荘と金沢称名寺」(『信濃』第48巻第9号、1996年)、福島紀子「南北朝期信濃における禅律方寺院の相論の展開—金沢称名寺領太田荘大倉郷を例として」(同書同号)。
 - 27) 『東寺廿一口方評定引付』応永14年(1407)8月30日、同9月11日条。
 - 28) なお「社家記録」康永2年(1343)10月20日条に「廿日、西大路垂相月次茶会間罷向了。今日頭人尊相殿豊盛、源左衛門奉連、治部左衛門宗秀三人勤仕之。(後略)」とあり、治部宗秀なる人物がみえ、治部氏一族と思われる。これ以外に所見はないので奉行人に数えなかった。
 - 29) 「東北大学日本史学研究室保管白河文書」観応3年10月29日吉良貞家推挙状写(東1189)。
 - 30) 「結城古文書写有造館本 坤」(東1248)。
 - 31) 植田真平「鎌倉府奉行人の基礎的研究」(『鎌倉府の支配と権力』校倉書房、2018年。初出2012年)、p.229。
 - 32) 擾乱以前に蟄居し擾乱期直前に復帰した奉行人としてはほかに安威資脩が挙げられる。(森幸夫「室町幕府奉行人安威資脩伝」(前掲註4著書、初出2014年)、p.118)。
 - 33) 前掲註31植田「鎌倉府奉行人の基礎的研究」p.230。
 - 34) 国立公文書館内閣文庫所蔵。請求記号：古011-0284。
 - 35) 『大日本古文書』醍醐寺文書457号。
 - 36) 彰考館(現徳川ミュージアム)所蔵。写真帳を国文学研究資料館で閲覧した(請求記号：C4924)。井上宗雄「貞治・応安期の歌壇」(『中世歌壇史の研究』南北朝期、明治書院、1965年)に全体が紹介されている。
 - 37) 布施資連の官途等については〔1037、1219〕を参照。
 - 38) 松田貞秀の官途等については〔1079、1183、1189、1201〕を参照。
 - 39) 飯尾頼秀は本史料が初見である。「東寺百合文書」キ54号明德元年(1390)10月17日室町幕府奉行人連署奉書(東寺百合文書WEB)に「(押紙)「飯尾右近大夫」頼秀」、『花営三代記』(『群書類従』雑部、第26輯)応安7年正月10日条、康暦元年7月25日条に「飯尾右近将監」とある。
 - 40) 小川剛生訳注『正徹物語』(KADOKAWA、2014年)。
 - 41) 川添昭二『今川了俊』(吉川弘文館、1964年)p.220、稲田利徳「正徹と了俊」(『正徹の研究』笠間書院、1978年、初出1970年)p.161-181、前掲註40小川『正徹物語』補註42。以下、今川了俊の事跡については川添氏の研究を参照している。なお従来の研究では今川了俊は細川頼之と政治的に近い「細川派」に分類される大名であると認識されてきた。しかし近年山田徹氏は九州下向以前の了俊と頼之の関係が緊密であるとはいえないと評価した(同「南北朝後期における室町幕府政治史の再検討(上)」(『文化学年報』66、2017年)p.79-81)。ただし氏は本文で後述するように了俊が応安元年に評定衆、同3年まで引付頭人

- の地位にあったことは触れていない。このことを持って細川派であったとみなすことはできないことは、同様の地位にあった土岐頼康の動向により明らかであるが（同氏「土岐頼康と応安の政変」『日本歴史』769、2012年）、了俊を頼之と共同して幕政に当たった実力者であったとすることができよう。後述するようにそうした状況が治部氏にとってプラスに働いたものと考えられる。
- 42) 飯尾貞行の詳細な動向については別稿を期したい。
- 43) 小川信「管領頼之在任時の評定衆・引付頭人・奉行人」（『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、1980年）p.246-269。
- 44) 桑山浩然「室町時代における將軍第行幸の研究 -- 永徳元年の足利義満第行幸」（『国史館大学文学部人文学会紀要』36、2003年）。
- 45) 「永享四年大饗定」（『続群書類従』33上雑部）、家永遵嗣・水野圭士・林哲民・タトヤン デイミトリ・小口康仁・野里顕士郎・熊谷すずみ・安達悠奈「解説と翻刻国立公文書館所蔵『初任大饗記』国立歴史民俗博物館所蔵『義満公任槐召仰議并大饗雜事記』一付 国立国会図書館所蔵『永享四七廿五室町殿御亭〈大饗指図〉』一」（『人文』17、2019年）p.329, 321。
- 46) 『花宮三代記』応安7年11月3日条、設楽薫「室町幕府政所執事代の歴名について（其一）」（『室町時代研究』3、2011年）、p.307。本論文では政所執事代の歴名が復元・紹介されている。その中に「永徳政所 伊勢入道昭禪 執事代 飯尾左近将監入道円輝俗（加賀守）為重」とあり、永徳年間のある時期以降飯尾為重〈円輝〉が執事代であったことが記されている。前掲註45で紹介された『初任大饗記』において義満の大臣大饗の場で「武家政所奉行人松田丹後守」が所役を務めたことは明らかであり、これは執事代としての職務に基づくものと思われる。したがって松田貞秀から飯尾円輝への執事交代は少なくともこれ以降となる。
- 47) 小川信「斯波義将の分国支配と管領斯波氏の成立」（『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、1980年）p.488-489。
- 48) 「松田丹後守平長秀記」（『禁裏御倉立入家文書』第57号）、（応安元年4月）26日条。『花宮三代記』応安5年11月23日条。拙稿「康永三年における室町幕府引付方改編について」（『立命館文学』第624号、2012年）、p.427。
- 49) 『吉田家日次記』同日条（大日史7-4-907）、『教言卿記』応永4年（1397）9月23日条。
- 50) 『東寺廿一口供僧方評定引付』応永11年（1404）5月30日条、「東寺百合文書」に285号応永18年（1411）5月19日（『大日本古文書』東寺文書91号）、東寺百合文書え103号（応永19年（1412））7月26日治部則栄書状案（『静岡県史』資料編中世2 1485号）および同文書ア95-2号至徳3年（1386）永徳2年（1382）7月13日管領斯波義将奉書（東寺百合文書WEB）の応永19年に推定される押紙。
- 51) 『東院毎日雑々記』応永22年（1415）8月22日条（大日史7-22-248）。なお、子と思われる四郎光智も同記応永15年（1408）7月15日条によれば使者として南都を訪れている。
- 52) 前掲註17 亀田『高一族と南北朝内乱』。
- 53) 佐藤進一「開創期室町幕府の官制体系」（『日本中世史論集』岩波書店、1990年。初出1960年）。同『南北朝の動乱』（中央公論新社、1972年）。
- 54) 亀田俊和『高師直』（吉川弘文館、2015年）、p.199。
- 55) 前掲註4 前稿。
- 56) 前掲註32 森幸夫「奉行人安威資脩伝」、なお森氏は安威資脩の子次郎左衛門（直資カ）を斯波高経に出仕させていたことを指摘している。
- 57) 前掲註25 森幸夫「南北朝動乱期の奉行人斎藤氏」、p.103。
- 58) 森幸夫「武家官僚の展開過程」（前掲註4 著書、2016年）においては治部氏と類似する経歴を持つ氏族として矢野氏が挙げられている。氏が指摘するように矢野氏は高師泰から細川頼之に仕え、頼之の「御内」でもあった奉行人である（『大日本古文書』毛利家文書15号、永和2年（1376）5月日毛利元春自筆事書案）。たしかに類似する経歴であるが、頼之執政期における治部氏と矢野氏の地位には若干の違いがあると思われる。また頼之の被官に橘姓矢野氏も存在し室町期に至ってもその立場を維持しており（小川信「世襲分国の確立と内衆の形成」前掲註43 著書、p.275, 331）、「大山祇神社百首和歌」（『新編国歌大観』第10巻）前掲註2 川口「大名被官と室町社会」p.118）、別系統の可能性もある。この点についても後考を期し

たい。

- 59) 人名について。底本および森茂暁『佐々木導誉』（吉川弘文館、1994年）では文書の差出人が佐々木導誉に比定されている。しかし『花押かゞみ』3657号に比定されているように導誉の弟の鞍智時満である。
- 60) 人名比定について。斎藤氏の中で前後に入道を称するのは季基〈道永〉のみであるので〔885、1036〕、ここでは季基〈道永〉に比定する。

- 61) 年次比定について。本文書は年未詳で、安富行長から「対馬民部大夫」宛の書状である。未翻刻であるため全文を挙げる。

武家奉書
遍照寺宮御支申近江国円城寺事、為_レ料所_レ曆応以来被_レ預_レ置他人_レ云々。闕所之段、以前御沙汰之次第、可_レ被_レ注申_レ之由、被_レ仰下_レ候也。恐々謹言。

八月五日 行長判

対馬民部大夫殿

本文書は遍照寺宮領近江国円城寺について、幕府の料所として他人に預け置かれたが、闕所となったことについて以前の御沙汰の次第を調査するよう「対馬民部大夫」に対して安富行長から依頼したものである。室町幕府内における所務沙汰手続の実態を示す書状として実に興味深い。ここでは年次比定のみを行う。一見したように少なくとも暦応年間以降の文書であり、安富行長が出家する文和3年（1354）までの間に入る。関連文書として「東寺百合文書」キ函30—1～8号がある。このうち、暦応元年（1338）には光嚴院院宣・幕府引付頭人奉書が出されており、本文書にみえる「暦応以来」とはこれらの沙汰を指す。この後幕府が円城寺に宛てて出した文書が同文書ア函60-1文和元年（1352）侍所頭人細川頼春奉書案（大日史6-16-150）であるが、これに関する手続き文書とみることできる。しかし、管見の限り宛所の「対馬民部大夫」は当該期にはほかに確認できない。「対馬民部大夫」を称する奉行人を探すと後藤行重があるが、彼がこの官途を称したのは建武2年（1335）までであり、決定打を欠く。したがって今は「行長」と実名で署判している点から、出家したことが確認できる文和3年（1354）の前年にかけておくこととしたい。

- 62) 配架番号（503・48）書陵部所蔵資料目録・画像公開システムより閲覧（最終閲覧日2019年3月20日）。
- 63) 杉原左近大夫の人名比定について。以下『薩藩旧記』に現れる杉原左近大夫は光房であると考えられる。前稿にて詳論したので参照されたい。

- 64) 人名比定について。この前後佐々木氏出身の奉行人で、四郎左衛門を称し、この時出家しているのは鞍智時満である（『尊卑分脈』佐々木系図、『続群書類従』第5輯下系図部、p.300、337、367）。よって鞍智時満に比定する。

- 65) 本文書の年次について。本文書は年欠であるが宛所には「安富右近大夫殿」とあり、安富行長が出家する以前〔874〕のものとなるため、ひとまず文和3年に収めた。

- 66) 人名比定について。南北朝期を通じて「四郎」を称する斎藤氏一族は数名確認できるが（『尊卑分脈』）、仮名と官途が一致しこの前後で奉行人として確認できるのは「斎藤主計四郎兵衛」〔317〕があげられる。主計四郎兵衛の実名についてはすでに前掲註25森「南北朝動乱期の斎藤氏」において「基貞」に比定されている。〔317〕では、この点を見落としており記して訂正するとともに森幸夫氏にお詫び申し上げたい。『尊卑分脈』では基貞の子利貞も「四郎兵衛尉」と称しており、時期からみて子利貞と推定される。

- 67) 底本および年代比定について。典拠は東京大学史料編纂所所内で閲覧できるHi-Cat Plusより確認（閲覧日：2019年3月22日）、請求記号：伏見宮家旧蔵本架：学術創成f0401-0500、祇園社執行静晴関係文書案（函号）伏404号である（新日本古典籍総合データベース：<http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100179422>から画像閲覧が可能）。本文書は3通の文書写からなり、その内2通は「伏見宮御記録」利三十八所収貞和4（1348）2月1日粟飯原清胤書状写〔508, 509 510〕（関1757）、同文和3年6月23日侍所所司代土岐長山頼基書状写（大日史6-19-100）として翻刻されている。最後の1通が次に挙げるものである。

武家事書案
進座主梶井宮

祇園社執行静晴事、就_レ凶徒与同_レ所_レ有_レ沙汰_レ也。

不日可_レ召_レ給其身_レ之由、可_レ申_レ入座主宮_レ焉。

進賢繼殿允尚進
矢野長門守倫行

此他盜犯所見并朝敵御教書等依_レ繁略_レ之。

- これら3通はいずれも祇園社前執行静晴の検断にかかるもので、本文書は年欠であるが、文和3年長山頼基書状写に「委細旨使者可_レ申」とありこの事書がそれにあたると考えられるので、この年次に掛けた。また同時にこの長山頼元書状写から両者が侍所奉行人であったと推定可能である。雑賀尚連の法名は「東寺百合文書」ラ9、学衆方評定引付永和2年(1376)5月9日条から連阿と判明する。矢野倫行については、義満期にみえる矢野長門守倫幸(「東寺百合文書」数10室町幕府奉行人連署奉書案(『若狭国太良荘史料集成』4、187号など)と同一人物の可能性が高い。「行」と「幸」で音が通じ、官途も一致する。なお所司代長山頼基書状写については、羽下徳彦「室町幕府侍所頭人付山城守護補任沿革考証稿」(『東洋大学紀要 文学部篇』第16集、1962年)、今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護付所司代・守護代・郡代・補任沿革考証稿」(『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、1986年。初出1975年)において採録しておらず、これにより長山頼基および頭人土岐頼康の任期を2ヵ月長い、文和3年9月までとすることができる。これらの史料については、堀川康史氏・植田真平氏よりご教示を賜った。記して謝意を表したい。
- 68) 人名比定について。門真寂真の実名については、康永3年(1344)頃成立の「藤葉和歌集」に「伴経清門真彌正」とあるによる(金子金治郎「菟玖波集時代の武家作者」『菟玖波集の研究』風間書房、1965年)。
- 69) 底本は矢代和夫・加美宏『梅松論・源威集』(現代思潮社、1975年)である。
- 70) 人名比定について。「賢俊僧正日記」文和4年記にはこれ以後奉行人「齋入」があらわれる。文和4年前後において齋藤氏の中で入道を称するのは季基(道永)のみである。消極的な理由だが本稿では季基とみなした。
- 71) 人名比定について。「賢俊僧正日記」文和4年記には「杉原」とのみみえるが、前後にみえる杉原氏奉行人は光房であるので光房とみなした。
- 72) 年次比定について。本史料には「文和之比奉書、故雑賀民部大夫奉行間」とあり、文和年間に雑賀貞尚が奉行したことがわかる。年次を特定できなかったため、延文改元(文和5年3月)にかけた。なおこの史料から応安5年11月までには雑賀貞尚は死去していたことも判明する。
- 73) 年次比定について。本文書の作成年次にかける。
- 74) 年次比定について。本文書は本来若狭国名田庄調度文書案という卷子であり、同庄相伝系図、仁安2年(1167)名田郷開発領主盛信相博状に始まる手継になっている。本文書には齋藤玄秀・安威性遵が田地坪付一通の校正を行ったことがみえる。本調度文書案の末尾は文和2年12月27日付後光厳天皇綸旨案で、花山院兼信に名田庄内田村・下村等が安堵されている。花山院兼信は法名覚円といい(大日史6-7-560)、延文元年閏4月日に同両村に関する文書目録〔955〕を作成している。この文書目録にも齋藤玄秀が文書案の校正を行ったことがみえる。よって、これらの齋藤玄秀・安威性遵の文書校正は花山院兼信に対する名田庄両村安堵に関するものとみなすことができる。仁安2年の相博状案にみえる田地坪付一通に齋藤基秀と安威資脩が校正を行った時期は、同文書に書かれていないため、便宜延文元年閏4月日の齋藤基秀校正にかけてここに収めた。
- 75) 底本について。金子金治郎『菟玖波集の研究』(風間書院、1965年)所収広島大学本に拠った。なお門真寂意・安威資脩の入集数が多いため歌番号の注記を省略した。年次についても金子氏の成果により延文2年(1357)春(3月末)にかけた。
- 76) 底本は、賀茂別雷神社の歴代神主の事跡を記録した須磨千頼「社務補任記」(『賀茂文化研究』第2号、1993年)第69代員平記である。
- 77) 人名比定について。前掲註25森「南北朝動乱期の奉行人齋藤氏」および『尊卑分脈』によれば基久に推定される。基久はこの前後に頻出する基能(玄観)の弟であるが、これ以降しばらく活動徴証が途絶える。「吉田家日次記」永徳3年(1383)9月22日条(東京大学史料編纂所所蔵謄写本。請求記号:2073-205。同所データベースにて画像公開済)にも「今日被_レ遣_レ重光於齋藤五郎兵衛許_レ」とあり、「吉田家日次記」応永5年(1398)3月21日条に「齋藤五郎兵衛尉基久入来。就_レ興福寺供養事_レ、為_レ御使_レ下_レ向南都_レ了。落居之間上洛云々」(大日史7-3-831)とあるによる。
- 78) 底本の「武家儀式」について。国立公文書館内閣文庫所蔵(請求番号:153-0023)の写本で「和学講談所」蔵書印あり、奥書なし。本書は室町幕府の儀礼関係史料を書写したもので、「御評定着座次第」が含まれる。『群書類従』(第29輯、雑部)所収同書と若干の異同がみられる。ここの齋藤基仲は『群書類従』では「齋藤帯刀兵衛尉」とのみみえるが、「武家儀式」では実名の「基仲」が書き込まれている。齋藤帯刀

- 兵衛尉が基仲にあたることは前掲註 25 森「南北朝動乱期の斎藤氏」を参照されたい。ここでは「御評定着座次第」の異本として基仲の実名記載を採用した。
- 79) 人名比定について『園太暦』編者は秀基に比定するが、基名であると思われる。前掲註 70 にあげたように季基は「斎藤五郎左衛門入道道永」と称し、本考証表を通覧しても「斎藤五郎左衛門入道」と入道をつけて呼ばれることが多く、奉行人である諏方円忠が同僚でさらに同時期に政所執事代であった奉行人の官途名を間違えたとは考えにくく、道永とは別人とみるべきである。『尊卑分脈』および他の史料から「五郎左衛門尉」を探すと「基名」が候補にあがる。貞治 4 年〔1146〕では「斎藤左衛門尉基名」とみえる。後世の史料であるが、「政所頭人御次第」〔1134〕では「斎藤五郎左衛門尉《筑後守》基名」とみえる（この史料については後述）。以上からこの五郎左衛門尉は基名であり、彼の初見史料といえる。
- 80) 底本は菊池紳一『加賀前田家と尊経閣文庫』（弁誠出版、2015 年。初出 1999 年）。
- 81) 人名比定について。この「五郎左衛門（門）」は斎藤基名に比定できる。欠損について国立国会図書館デジタルコレクションにて「師守記」第 64 巻の画像を閲覧したところ、残画で「門」を確認できる。これによって俗人と知れるので基名に比定した。
- 82) 人名比定について。署判には佐々木導誉の他、法眼とのみある。この前後で法眼を称する人物を探すと諏方円忠に該当する〔932、939〕。また円忠は以前、佐々木導誉と連署で過所を発給しており〔970〕、本文書の差出も円忠と認められる。
- 83) 底本は国立公文書館内閣文庫所蔵（請求記号：162-0149）である。
- 84) 日付について。本記事については大日史 6-25-201 では 9 月 1 日条にかけている。しかし、原本によれば 8 月 23 日条に記載されている。錯簡の可能性もあるがここでは原本を尊重し、8 月 23 日にかけて。
- 85) 人名比定について。『大日本古文書』醍醐寺文書 3597 号では斎藤基仲とするが季基である（前掲註 4 前稿、および前掲註 79）。
- 86) 底本は山家浩樹『分散した禅院文書群をもちいた情報復元の研究』（二〇〇七～二〇〇九年度科学研究費補助金基盤◎研究成果報告、二〇一〇年）である。また法名の比定について。至徳 2 年（1385）以降、飯尾肥前守があらわれる（「御評定着座次第」『群書類従』）。この上で「祇園社記続録」第四明徳元年（1390）3 月 27 日飯尾肥前守書状写（『増補八坂神社記録』4）および同年 6 月 20 日飯尾為永・中沢氏綱遵行状案（『増補八坂神社文書』1574 号）を併せ考えると飯尾肥前＝為永であるとわかる。また「吉田家日次記」応永 8 年（1401）2 月 17 日条に「飯尾肥前入道常健」とあり、為永が後に肥前守となり法名常健としたことがわかる。
- 87) 年次比定について。本史料では「此事杉原伯耆守執事代之時、入闕所注文之間」とあり、杉原光房が政所執事代に就いていた時期はこれ以前にさかのぼる。だが前掲註 46 設楽「室町幕府政所執事代の歴名について（其一）」で紹介された「政所頭人御次第」には名がなく、光房の政所執事代在職時期の特定には至らなかったためここに掛けた。
- 88) 年次について。本陳状案に「去年為中沢掃部大夫信綱奉行、掠申御奉書之間」とあり、同じ宝莊嚴院方評定引付に貞治 3 年 12 月 14 日引付頭人今川心省奉書案が写されており、それに「武家御奉書案」とあって本奉書案が陳状案にみえる御奉書に該当する。したがって年次を今川心省奉書案の発給年次に向け、同時に中沢信綱を今川心省引付方の寄人とみなした。
- 89) 底本について。前掲註 46 設楽「室町幕府政所執事代の歴名について（其一）」。
- 90) 日付について。本日付は重申状の端裏銘にかかる。同日付当該所領にかかる引付頭人斯波義高奉書（せ武家御教書并達 41）が伝わっており、斯波義高の引付方の寄人であったことがわかる。
- 91) 底本について。前掲註 36 を参照。
- 92) 人名比定について。従来この『後愚昧記』貞治 5 年 8 月 18 日条「奉行人等少々有黜陟沙汰、政所執事代日来斎藤五郎左衛門尉也。而改替。斎藤々内右衛門入道被補云々」から、政所執事代が斎藤季基から同基能に交代したと理解されてきた（前掲註 25 森「南北朝動乱期における奉行人斎藤氏」、山本康司「南北朝期室町幕府の恩賞方と仁政方」『日本史研究』645、2016 年など）。しかし、以下の理由からこの時交代したのは斎藤季基ではなく斎藤基名であり、『後愚昧記』の錯誤であると考えられる。まず斎藤基名がこの直前政所執事代であったことを検討する。「政所頭人御次第」貞治 3 年条「斎藤五郎《筑後（前）守》左衛門尉基名」〔1135〕とある点が注目される。本史料は後代の編纂物なので同時代史料を検討する。ま

ず「三鳥居建立記」貞治4年6月11日条〔1141〕には「予参_二將軍_一、先於_二執事亭_一問_二答_一三寶院、清水綱_子并轆轤事申之処、以_二檜葉_一於_二等持寺殿_一可_レ申入_二之旨_一、□□□□□檜葉伺_二申之_一、被_レ仰_二齋藤左衛門殿_一□□□□□召_二政所_一之間、罷下請取」とあり、祇園執行の顕詮が祇園社の三鳥居再建のために將軍義詮の許に参るにあたり、先に執事斯波高経亭において三寶院賢俊と相談している。顕詮は清水綱_子および轆の事について檜葉を通じて義詮に伺ったところ、「齋藤左衛門殿」に仰せて、「政所」を召すよう命を受けている。欠損が多いので正確な文意が取りにくい、続く12日条をみるとこの案件に関して「政所下部」をもって厳密に仰せになったとあり、幕府の政所を介した指示であったことがわかる。この齋藤左衛門は政所、具体的には政所下部を動員しうる地位であることから政所執事代と考えられる。続けて「辰市家旧記」貞治5年3月28日室町幕府奉行人連署書状写〔1157〕には春日社の神楽料足の負担を「為_二政所沙汰_一、可_レ被_レ送進」とありその宛所が「齋藤左衛門尉殿」とされ、大日史は基名にあてている。以上の二つはいずれも「入道」を付しておらず、俗人であることがわかる。この前後で齋藤氏の中で俗人の左衛門尉を探すと基名が候補に挙がる〔1146〕。しかし『後愚昧記』にみえる齋藤季基も基名と同様の「五郎左衛門尉」を称しており、延文4年（1359）に実際に政所執事代に就任しているので〔1035,1036〕、記主三条公忠が錯誤したとしても故なしではない。だが、註79でも述べたように季基は、貞和5年（1349）以降出家し周囲からは五郎左衛門入道道永と認識されていた〔587,759,889,937など〕。上記の「三鳥居建立記」・「辰市家旧記」所収奉行人連署奉書写において「齋藤左衛門尉殿」とあり俗人表記である点を重視すれば、貞治3～5年にかけての政所執事代が齋藤季基（道永）ではなく、「政所頭人御次第」が載せるように基名であると考えられる。以上から、『後愚昧記』にみえる政所執事代交替に関する記事は、齋藤季基ではなく齋藤基名に比定される。

- 93) 人名比定について。後掲〔1187〕によれば、安威次郎右衛門尉であることがわかる。「神氏系図」（『諏訪史料叢書』5）によれば、安威資脩の子に「直資（次郎 早世）」とあり、仮名が一致する。本稿では安威次郎右衛門尉を直資と推定する。系図に早世とあるように、活動期間は貞治5年9月～11月に限られ、父資脩よりも早く死去したようである。前掲註32森「室町幕府奉行人安威資脩伝」も参照。
- 94) 人名比定について。底本では基名に比定しているが、すでに〔1206〕の時点で基名は「齋筑入」と注記され筑前守入道になっていたようである。底本には「在所高辻子万里小路《高倉》与東洞院間北類地也。近衛殿御管領也。元齋藤左衛門入道屋敷也」とあり、左衛門入道を称する季基（道永）の可能性もあるが決め手に欠くので名前を当てなかった。
- 95) 底本について。本史料については奈良国立文化財研究所所蔵の写真帳を閲覧した。閲覧に際して同研究所文化遺産部歴史研究室長吉川聡氏のご高配に預かった。また本史料については大田壮一郎氏よりご教示を受けた。両氏に記して感謝の意を表したい。
- 96) 人名比定について。前掲註25森「南北朝動乱期における奉行人齋藤氏」p.108において齋藤基名に比定されている。なお仮名について「素心」は誤写であり実際には業心であることも指摘されており従いたい（「前田家所蔵文書」応安3年（1370）12月27日細川頼之下知状（大日史6-32-407）参照）。
- 97) 年次比定について。本文書は年欠であるが、底本の推定にしたがった。
- 98) 年次比定について。本史料に「凡白梅殿役として先々御沙汰之段、無_二子細_一云々。但貞治年中安威入道奉行之時、三年一請会料足ハ彼是二万五千疋也」とある。年次を特定できないので、貞治年中の末尾にかけた。

〈付記〉本研究は日本学術振興会特別研究員特別研究員奨励費（18J40258）の助成を受けたものである。

（日本学術振興会特別研究員兼ベルリン自由大学東アジア研究所客員研究員）